

Title	大久保没後体制と地方巡幸：宮府関係と中央・地方関係を中心に
Sub Title	The post mortem system of Okubo and local tours : focusing on the palace government relations and the central region relationship
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.9 (2020. 9) ,p.1- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200928-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大久保没後体制と地方巡幸

——宮府関係と中央・地方関係を中心に——

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、西南戦争と北陸・東海道巡幸
- 三、大久保没後政權と北陸・東海道巡幸
- 四、地方巡幸の制度化をめぐる政治力学
- 五、おわりに

一、はじめに

本稿の目的は、従来の六大巡幸に関する先行研究において、明治一三年の甲州・東山道巡幸が地方巡幸の制度の画期とされてきたのに対して、明治一一年の北陸・東海道巡幸こそがより重要な転換期となっていることを明らかにすることにある。その背景には、明治一〇年の西南戦争における西郷隆盛の死や翌一一年五月の大久保暗殺を機に成立した、いわゆる大久保没後体制の抱える矛盾があったと考えられる。

これに先立つ大久保政権下にあつては、内務省を中心に殖産興業をはじめとする一連の近代化政策が推進されたが、これに抵抗する士族や農民による反政府運動がしだいに活発化していった。同政権発足後、各地で士族の反乱が頻発し、しかも大規模化した。一方、在野の民権家らは民撰議院設立建白書の提出以降、各地でそのすそ野を拡げていった。これと同時に、地租改正反対一揆などの農民騒擾も拡大の一途を辿った。

こうした反政府運動を抑止する上でも、地方巡幸への政治的需要はますます高まっていった。これを受ける形で、明治九年の東北・北海道巡幸が行われたのである。先発官を務めた大久保内務卿の指導力を背景に、同巡幸は一定の成果をあげた。地方側から次回の地方巡幸の強い要望が政府に寄せられたのが、その証左といえよう。

しかし、次なる地方巡幸はなかなか実施へと進展しなかった。そうするうちに、士族の反乱はさらに勢いを増し、ついに西南戦争へと発展していった。民権派を含め反政府運動は勢いづき、大久保政権は政府内外からの「有司専制」批判にさらされた。そこで政府は、地租軽減による農民一揆と士族反乱の分断と侍補職設置による保守派との妥協に踏み切ったのである。

西南戦争が勃発した時、明治天皇は関西方面視察の途次であり、京都に滞在中であった。これには三条が供奉していたが、岩倉や大久保は東京にあり、書記官の土方久元が京都に急派され、これを追って直ちに大久保が京都入りした。ようやく京都御所に仮太政官が設置され、征討軍が慌ただしく京都を出発した。かくして、まがりなりにも「宮府一体」が実現し、御親征の体裁が整ったのである。しかし、天皇は概して親征に消極的であった。かかる天皇の態度に、政府首脳は一様に頭を抱えた。親征の士気高揚のため、内閣顧問の木戸が天皇をしきりに鼓舞し、ようやく天皇も重い腰をあげた。

このとき、政府は「宮府一体」と君徳輔導の重要性を再確認したにちがいない。そこで本稿ではまず、こうして天皇親政をより具体化するために地方巡幸が要請された経緯を明らかにしたい。西南戦争が終結し、反政府運

動が士族反乱から民権運動へと移行しても、「有司専制」批判は収まるどころか、一層声高に叫ばれるようになった。かくして翌一一年五月、政府の首班ともいえるべき大久保が暗殺されるといふ衝撃的な事件が発生すると、政権の抱える矛盾は一挙に顕在化した。

直ちに伊藤が内務卿を襲い、大久保没後政権が発足した。同政権は、天皇親政運動と自由民権運動といった内外からの政治的挑戦に立ち向かわなければならなかった。政府主流派は、こうした動きに対抗しながら従来の諸政策を推進するためにも、新たな地方巡幸の実施を模索したのである。

それが同年八月末に、紆余曲折を経て実現した北陸・東海道巡幸にほかならない。同巡幸をめぐっては、宮中・府中双方において意見対立が表面化した。このとき争点となったのは、天皇の身の危険と天皇の政治的覚醒への強い期待であった。また、宮中・府中の別をめぐる議論も再燃した。

この年七月には地方三新法が制定、施行されたが、巡幸の順路にあたる地方の民衆や地方官の負担増大といった観点から、巡幸の是非が争われた。さらに同年八月、発輦を目前に控え、近衛兵らによって引き起された竹橋暴動は、再び同巡幸の実施に水を差した。本稿では、かかる大久保没後政権が直面にした様々な危機を押しつけて断行された巡幸について、その実施に至る過程に着目し、地方巡幸本来の意義について考察する。

上述のように、同巡幸は六大巡幸の中でも、地方巡幸の制度化が急速に進んだ画期的な巡幸であったと筆者は考える。したがって、その準備過程が如何なるものであったかを探求することの意義はきわめて大きいといえよう。そこで本稿においては、主として宮府関係と中央・地方関係の二つの視点から、地方巡幸の制度化の過程で競合した諸アクター間の政治力学についても実証的に検討を加えてみたい。

二、西南戦争と北陸・東海道巡幸

明治一年の北陸・東海道巡幸に際しては、明治五年の「全国要地巡幸原議」や明治九年の「乞車駕北巡上奏稿」のような政府の意向は示されなかったが、地方巡幸の実施体制は着実に整備、発展された。政情不安に伴う警備上の必要性も手伝って、その規模も著しく増大した。そうした背景には、殖産興業をはじめ近代化諸政策の遂行に伴う矛盾や軋轢を少しでも解消しようという政治的需要の存在を指摘することができる。そのためには、天皇親政体制の整備や君徳輔導を通じてより一層天皇の政治的権威を高め、地方制度の定着や地方官の育成により中央・地方関係を安定化させることが求められた。⁽¹⁾ 次章以下において考察するように、後者には地方巡幸と中央・地方関係との間に相互作用が認められるものと考えられよう。

北陸・東海道巡幸は、明治九年の地方巡幸後一端発議されたものの、まもなく士族反乱のうねりが高まり西南戦争に発展したことで、頓挫の憂き目をみた。しかしながら、かかる発議は「北地御降臨之余輝ヲ拝胆シ奉ン事ヲ偏ニ懇禱敬祈シ奉ルノミ」とした「奥羽御巡幸之儀ニ付伺」⁽²⁾ にみえる巡幸を求める民衆の声とともに、「一度再開した巡幸を継続しようとする国家意思が、北陸・東海道巡幸の遂行に最も大きく影響を与えた」との見方もある。⁽³⁾

ここにいう「国家意思」とは果たして何か。その詳細は後述するが、天皇による地方巡幸は各地で大きな影響を与えた。とりわけ地方官の権威は飛躍的に高まったとされる。それは在日外国人の眼にも顕著に映じていた。明治九年の東北・北海道地方巡幸を目的の当たりにしたウィリアム・グリフィスは、天皇が「それぞれの知事にたぐさんの質問をし」と回顧し、「皇帝は東北の悪路を馬に乗って進んだ。それぞれの県で、その県の知事がずつとつきそい、また地方の境界ごとに、必ずその長官が迎えに出た」と記している。⁽⁴⁾ 府知事、県令などの地方官

（地方長官）は国、すなわち内務省の出先機関であり、地方制度を定着させて明治政府の諸政策を管轄の地域で円滑に遂行することを任務としていたことはいうまでもない。よって、地方巡幸を通じて天皇の權威により地方官の地方統治を正統化することの政治的意義は実に大きいといつてよからう。⁽⁵⁾

地方巡幸には地方制度を側面より補完することによって、中央集権化を推進する役割が期待されていた。地方巡幸はまた、中央、地方双方の政治的需要の上に成り立っており、かかる視点からその準備段階において中央政府は地方庁に対して「地方官心得書」を頒布した。これまで主要な先行研究では、その先駆を明治一三年の「御巡幸二付沿道地方官心得書」に求めてきたが、実際には明治一一年の北陸・東海道巡幸に際して頒布された「地方官心得書」がそれであったことを先ず強調しておきたい。同「心得書」は、明治一一年『公文録』巡幸雜記、第一に収載されている。

拙稿でも述べたように、明治一三年の「心得書」と比較対照しても明らかのように、行在所の通行規定を除いて両者の間に大きな相違は見出せない。⁽⁶⁾ 明治一一年の北陸・東海道巡幸時の「心得書」は、沿道にあたる新潟、石川、滋賀、三重、愛知、岐阜、静岡、神奈川の各県令に頒布され、さらに県令から区戸長に伝達された。⁽⁷⁾

山中永之佑氏はかつて、「地方官僚制機構の改革を行なわしめた明治初期官僚制の展開した諸政策、なかでも殖産興業政策に対する批判、抵抗は、（中略）支配層≡体制内部からも、すでに批判は、出ていたのである。それは、宮廷の天皇側近者の側から、それも西南戦争の最中に出された」として、明治一〇年代の天皇親政運動の端緒となった侍補らによる建議を挙げたことがある。「自由民権運動を明治新政府による諸政策の失敗に基因する」とみる山中氏の見解には俄かに与しえないが、大久保政権が政府内外から「有司専制」批判にさらされ、地租軽減による農民一揆と土族反乱の分断や侍補職設置により保守派との妥協に踏み切ったことはまちがいないからう。⁽⁸⁾

早くから政権中枢に対して未だ若い明治天皇の君徳培養の必要性を熱心に説いてやまなかったのは、侍講の元田であった。明治九年、元田は「侍傳ノ官ヲ設ケ専ラ君徳ヲ輔導センコトヲ庶幾シ方案ヲ草シテ木戸顧問三条大臣及杉宮内少輔ニ陳説ス。此冬熊本神風党山口前原ノ乱アリ、十二月上書シテ人心ヲ收拾スルノ急務ヲ陳ス」といった具合に入説に力を注いだ。⁹⁾ 士族の反乱等に伴う社会不安の解消や人心収攬に向けて、君徳輔導により天皇の政治的成長を促し、天皇の権威によって政権の正統性を強化することが強く求められていた。

元田は明治初年に宮中入りして後、つねに天皇の側近にあつて儒学等を通じて青年天皇の君徳培養に努めると同時に、「官府一体」を前提とした輔導体制の確立に向け奔走した。とりわけ元田は、君徳輔導に理解を示し宮中改革に熱心な大久保や内閣顧問として宮中入りした木戸らに期待を託した。そして翌一〇年に西南戦争が勃発し深刻な政情不安が醸成されると、「官府一体」と君徳培養に向け宮中・府中の間に共通認識と合意が急速に形成され、侍補職の設置に結実した。西南戦争が終盤を迎えた同年八月二九日のことである。¹⁰⁾ 政府首脳が一樣に君徳輔導の必要性を実感したのは、西南戦争で見せた天皇の消極的態度にはかならなかった。

明治天皇はこの年の年頭に、関西方面の視察に出かけていた。その間に、鹿児島では不穏な動きが生起していた。私学校の生徒らが陸海軍の火薬庫を襲撃、占領し、武器、弾薬を掠奪したというのである。かかる報に接した大久保は直ちに大山巖陸軍少輔と会談すると、直ちに同年二月六日付で岩倉に対し以下のような書簡を宛てた。¹¹⁾

過刻御談申上置候通、大山エ篤ト示談仕候。陸軍省ヨリ人差出候義ハ書記官御差出之模様次第ニ可仕ト之事ニ御坐候間、愈土方被差出候事ニ御内達被為在度大山之見込ニ而も、是非陸軍卿も一応帰京諸事遂評議不申候而ハ如此非常ニ臨ミ懸而指揮を受候而ハ凡而機を失ひ不都合之趣ニ候。何も明日拝謁之上可申上候。明朝ハ是非九字ニ参朝可仕候此旨草々如此御坐候。 拜白

同書簡からわかるように、大久保と大山陸軍少輔との協議の結果、書記官の土方を派遣することが決定した。大久保は岩倉にその内達を乞い、土方は同月九日に神戸を經由して京都入りし、岩倉と大久保の意向を三条に伝えた。大久保は海軍大輔川村純義や内務少輔林友幸から電報を受け取り、鹿児島的情勢を深く憂慮していた。果たして大久保は同月一三日、京都出張を命じられると、いったん内閣より内務省にもどり慌ただしく旅支度を整えた。そして大久保は直ちに横浜を出航、一路京都をめざした⁽¹²⁾。

すでに天皇は皇后を伴い一月二八日に京都入りし、京都市民の盛大な歓迎を受けていた。しかしまもなく私学校をめぐる不穏な動静が京都に伝えられると、供奉の三条、木戸、山県らは鳩首協議に暮れた。結果として、川村と林が鹿児島情勢を命じられることになる⁽¹³⁾。上述のように、かかる情勢が東京に伝えられると、直ちに大久保も京都入りし、天顔を拝した。天皇の今回の旧都訪問は、父孝明天皇の十年式年祭のための行幸であった。同年二月一八日の大久保の日記には、「鹿児島暴徒熊本管内水俣佐敷エ乱入ノ趣相聞へ、勅使御見合直ニ征討被仰出、征討総督有栖川宮エ被命ノ御評議有之」とみえ、さらに翌一九日には「山県陸軍卿河村海軍大輔へ参軍被命」と記されている。そして翌二〇日、征討軍は慌ただしく京都を発った⁽¹⁴⁾。

大久保の京都到着を受け、京都御所に仮太政官が設置された。これにより、形ばかりの「宮府一体」が実現し、これでもうやく「天皇御親征」が標榜できるようになった。しかし、むしろしだいに顕著となったのは、天皇の政治的消極性であった。天皇も二六歳を迎え、当然事態の深刻さを理解していたにちがいないが、大和に神武天皇陵を参拝した後、京都への還幸を渋るなど親征に気乗り薄な態度をみせた⁽¹⁵⁾。

山県はひどく事態を憂慮していた。鹿児島暴発に対して、各地からどれだけ不平士族が呼応するか見当もつかなかったからにはかならない。天皇は、かねて宮中の澁んだ空気を一掃し、士族の侍従らを配して武断的な風を吹き込んだ西郷の宮中改革に思いを致し、西郷との直接対決を避けようとした。天皇はしだいにひきこもりが

ちとなり、御学問所への出御もめつきりと減った。三条や岩倉、徳大寺や東久世らの度重なる諫奏にも、天皇は一向に態度を変えようとしなかった。⁽¹⁶⁾

こうした天皇の様子に憂慮の念を抱いた木戸は同年三月五日付伊藤宛書簡に、「西郷も長く御側近く伺候候ものにて従来之氣質も被知食、此度賊魁と相成り候ても甚以不憫に被思食候辺相窺、不覚涕泣いたし申候」としたためた。⁽¹⁷⁾ 木戸は天皇が親征を拒否して「日々深宮を出でたまはず」という状況を打破しようと思案した。乗馬好きの天皇が御所内の馬場に出ることもめつきりと減っていることに気づき、木戸は自ら病気をおして天皇を促した。天皇は木戸のいうがままに市中を馬で闊歩し、ついには大阪鎮台の病院に傷病兵を見舞った。幸いこうした木戸の忠誠心は天皇の心を動かしたのである。木戸は二月下旬から、「電報数通到来、官軍の苦戦の趣多し」との認識をもち、「弥西郷隆盛始暴動の趣承知し美に国家の一大乱に付天下へ被為示れ、叡慮の次第もなくてかなわぬ事と恐察いたし、奏問候而御主意を太政大臣より継述し、府県へ示し置度と相考」など事態の重大さと天皇の役割について深く思いをめぐらせていたことがその日記から読みとれる。⁽¹⁸⁾

戦況を反映して政府側は同年四月以降、反対の木戸を説得しつつ壮兵の徴集に力を注いだ。また、主として大久保と伊藤の間で、士気を高めるため天皇の親征を奏請しようとする動きがしきりに画策されていた。一方、同時期の往復書簡から、大久保ら政府首脳が大阪にあつて陣頭指揮をとっていることに対して三条が一抹の不安を抱いていたことが知られる。やはり天皇を中心に政府関係者が京都に集結することが強く求められた。大久保はまもなく大阪を引き上げ京都に帰還し、大隈重信や西郷従道は東京を発ち西下した。このように、戦況の厳しさを念頭に置き、京都において「官府一体」を実現し、その上で政府は巡查二〇〇〇人徴募や高知をはじめ政情不安を抱える各地からの情報収集に全力をあげたのである。⁽¹⁹⁾

そもそも新政府は士族の反乱と如何に向き合ってきたのだろうか。いわゆる大久保政権が適切な士族対策を講

じてきたかどうかといえば、それは甚だ疑問といわねばならなかった。少し時計の針をもどすが、大久保が佐賀の乱や台湾出兵問題に奔走していた明治七年四月二十七日、島津久光が左大臣に就任した。政府首脳は反対する大久保を半ば強引に振り切る形で、久光の上京招請に踏み切った。同月一三日付三条宛書簡に以下の如くみえるように、大久保は士族対策の窮余の一策として岩倉らが進める久光の左大臣登用には不満であった。⁽²⁰⁾

久光出京之上ハ顯官ニ御登庸可相成旨岩公御示談御内定之段先便御示諭承知仕候。尤岩公よりハ断然左大臣ニ被命可然ト思食之旨御申越ニ御坐候。右通御内決被為在候上、小臣喙ヲ容レ候訳も無御坐候且又不容易重任之義、自ら叡慮可被為在御事ニ而申上候も甚以恐縮分外之事ニ御坐候得共、岩倉公ニハ御一新已来今日ニ至引統御奉職終始御勉勵其勞不少事ハ衆人之所見ニ御坐候間、御同人より上等ニ久光を御登庸相成候義ハ決而公平トハ不奉存候。其辺ハ固より閣下之御深慮も可被為在ト奉存候得共、存付不申上候も不本意之至ニ付乍序愚存上申仕候。僭越之罪ハ幸ニ寛恕玉ハらん事を乞。

大久保は政府内における自らの政治的立場を十分に認識しつつも、久光登用の弊害を知悉していただけにその心中は実に複雑であったにちがいない。慎重に文面を読めばわかるように、大久保は殊更大臣らの内決に容喙することを避けようとした。同時期の政権を大久保政権と呼ぶにしても、それがけっして専制的な性格を有していなかったことの一端がうかがい知れよう。しかし、こうした大久保の限界が同政権の士族対策を不徹底なものとし、士族の反乱をして政権を揺るがすような西南戦争にまで発展させたという側面を看過することはできない。甘い現状認識に立った三条、岩倉らの士族対策の一環として行われた同人事に対し、大久保が不本意であったことはいうまでもない。

大久保の懸念が現実のものとなるのにさして時間を要しなかった。五月下旬、久光は政府の進める開化政策を

事実上批判する建言書を提出した。「礼服復旧」、「雑税新規ノ分免ス」、「兵制復旧」、「不急ノ土木ヲ止ム」など、これまでの政府の施策を根底から覆す内容であった。しかも久光は大久保が異議を唱えたら同人を免職、もし自分の提示した方針が採用されねば辞職すると表明したのである。まさに新政憎しといった感情的な態度というほかあるまい。⁽²¹⁾ さらに新政の旗振り役とでもみたのか、久光は大隈に閼し五月二四日付岩倉宛書簡において、「昨日申述べ置き候大隈之一条、御処置相済む迄之間、参朝差控え」とこれまた一方的な要求を突きつけた。⁽²²⁾

落合弘樹氏が指摘するように、士族の不平、政府への反発は、秩禄処分による生活の困窮だけが原因ではなかった。旧支配層である士族は、有司専制とよばれる寡頭政府が彼らを政策決定から排除していることが許せなかったとみられる。⁽²³⁾

不平士族らは、天皇親政と公議輿論という二枚看板を空洞化して恬として恥じない新政府に強く反発し、他の社会勢力を巻き込む勢いで有司専制批判を強めていった。こうした情勢下にあつて、伝統重視・開明批判の象徴と化したのが久光であった。士族らにとって、様々な慣習の復旧を唱える久光の守旧的な主張は魅力的であったにちがいない。こうした動向から、久光の安易な取り込みを三条、岩倉らが企図したのも蓋しやむをえない側面もあつたといえよう。しかしその代償は余りに大きかった。久光の狙いは大久保政権そのものの破壊にほかならなかつたからである。⁽²⁴⁾

久光はそれまで新政府が進めてきた地租改正や徴兵制、財政出動といった一連の近代化政策を徹底的に批判し、翌八年には政府復帰を果たした板垣らと組んで、参議・省卿分離案の断行を迫った。そしてついに、久光は大久保の追放と指導力不足の三条の排除を天皇に求めたのである。それだけではない。久光は側近らと連携して、士族の頭領、西郷に対し提携を働きかけ、結果として西郷をひどく悩ませた。果たして西郷はこうした久光らとの提携を拒絶し、久光らも辞職に追いやられた。

しかし、明治八年九月の江華島事件は西郷を憤慨させ、結局のところ鹿兒島には、私学校党と久光一党、そして中立勢力が並び立ち、分裂の様相を呈した。一方、大久保政権は対外戦争を巧に回避し、華士族の特権剝奪を着実に進めた。⁽²⁵⁾このようにみてくると、明治六年末の久光登用は年明けまもなく佐賀の乱が勃発していることからも明らかのように、士族対策としての効果はかなり限定的であったといえよう。いかに征韓論政変により政府が大きく分裂し西郷、板垣ら士族派が下野し、反政府勢力として士族層の結集が懸念されたとはいえ、やはり同人事は混乱のみ招く愚策であったといわねばならない。

このとき政府上層部がもつと重視すべきであったのは、天皇の権威を守ることであったにちがいない。征韓論の政変は、様々な評価が可能であるが、やはり実際には主義主張や路線よりも政略が重視された側面の大きな権力闘争であった。征韓派も非征韓派も「一の秘策」にみられるような策に溺れ、いまだ政治的に未熟な明治天皇の威信を擁護するという配慮に欠けていた。はしなくも、新政府の首脳部が如何に天皇親政を本気で掲げていなかったかが露呈している。⁽²⁶⁾征韓論に敗れた西郷が俄かに胸痛を訴え政府を去ろうとすると、薩兵もなだれを打ってこれにつき従った。

近衛将校らが相次ぎ辞職したが、そこにはかつて西郷の進言により天皇の侍従となった島義勇や村田新八の面々も連なっていた。彼らが天皇の制止を振り切って西郷に殉じたのとは裏腹に、残留して天皇に忠誠を尽くそうとする者はいかに現われなかった。天皇は虚無感に浸り、その権威は著しく失墜した。西郷辞職の翌日には、天皇が篠原国幹近衛局長以下佐官将校らを小御所代に召したが、これに応じる者はなく、天皇は一〇月下旬にも再び一四〇余名の近衛将校に召集を命じたものの、多くは病気を理由に不参を極め込んだ。天皇は一〇月二九日に兵士らを慰撫すべく勅語を下賜したが、このとき起案にあたった大久保の「征韓論後軍人に賜へる勅語の草案」には以下のように記されていた。⁽²⁷⁾

一新之業日恰カラスシテ未其半ニ至ラス。今ヤ一層努力スルニ非スンハ成功期ス可カラス。況乎北地之事情其余国事多難内外不容易形勢ニ際シ、朕深憂之汝等宜ク朕カ意ヲ体認シ疾ヲ力メ勉勵其職ヲ尽サン事ヲ望ム

これは同月二五日の勅語に続いて出されたものである。この間、大久保は政府の分裂を最小限に食い止めるべく、岩倉、大隈、伊藤ら政府首脳と協議し「至尊御輔導云々之事」も議題に上った。協議の結果としてこうした一連の勅語が出されたが、残念ながら効果はなかった。⁽²⁸⁾一方、岩倉は同月三日に「奏問書」を提出し、天皇に対し「幕政衰弛ノ時ニ際シ条約対等ノ例ヲ得ス国権ヲ奪ハレ国威ヲ失スルヲ以テ、人心乗戾シ国政整ハス」との認識を示し、「海内一致同心協力国権ヲ復シ国基ヲ固クシ保安ノ道ヲ尽サントス。此レ先帝ノ遺旨ニシテ陛下モ亦神明ニ誓ヒ期シ給フ聖旨ナリ……(中略)……伏輩クハ陛下事ノ本末勢ノ緩急ヲ深察シ聖断アランコトヲ」と懇願した。⁽²⁹⁾天皇の政治的成長が不十分であっただけでなく、大久保や岩倉ら一部の要人を除けば、依然として政府内には君徳輔導に本腰を入れようとする意識も十分とはいえなかった。

岩倉に君徳輔導の必要性を強く進言したのは、大久保だけでなく天皇の側近にあった元田も同様であった。元田は同年、岩倉に対し長文の書簡を送った。同書簡から明らかのように、元田は久光とは異なりけっして守旧的ではなかった。それは元田が「為政の目的は、人民を保護し人民を開導して、其過不及あるを統一する所以、畢竟人民の為に設けたる政にして、政の為に駆馳するの人民に非るなり。故に為政の目的、人民をして開化文明至美極善の地に至らしめ、其固有の権利を得せしむるにあり」と記していることから明らかであろう。元田はまた、文明開化をめぐる「一時かくの如きの勢に至らざれば、亦俄に今日の盛に至るべからず。是皆朝政民俗を開導する一時の方略にて、亦や已むことを得ざるの勢なり」との理解を示している。その上で、元田は「君徳上に明らかにして、臣道下に正しく、父子の恩厚く」と説いた。⁽³⁰⁾

しかしこうした入説が功を奏するのは、西南戦争以降を待たねばならなかった。とまれ、西南戦争を遂行する上で、「宮府一体」や君徳輔導の重要性が首脳間で共通認識となっていたことは一歩前進といつてよからう。そうした流れの中で、天皇親政を具体化する試みとして、地方巡幸も企図されたのである。それが、明治一年の北陸・東海道巡幸にほかならない。

三、大久保没後政権と北陸・東海道巡幸

新政府が近代化諸政策を推進する上で直面したのは、士族の反乱や農民一揆だけでなく、天皇親政と並んで新政府の重要な政治理念であった公議輿論の尊重を国会開設などの形で実現しようとする自由民権運動であった。これはいうまでもない。有司専制批判などを掲げた反政府運動は、西南戦争を経て士族反乱から民権運動へとその重心を大きくシフトしていった。したがって、反政府勢力が形を変えただけで、政府が推進する政策の実施に伴い発生する摩擦や対立が解消しない以上、かかる政権を脅かす不安定化要因を除去・緩和するための方策が必要であった。地方巡幸もそうした方策の一つとして有効であったと考えられる⁽³¹⁾。

西南戦争後、先ず政権の抱える矛盾を顕在化させたのが、明治一年五月に発生した大久保の暗殺であった。東京は紀尾井町で起こったこの事件は、政権の中枢部を直撃した衝撃的なテロであっただけでなく、事件の首謀者である島田一郎らが差し出した「斬姦状」にしたためられた有司専制批判が実に核心を衝いていたことで注目を集めた。そこには、「凡ソ政令法度、上天皇陛下ノ聖旨に出ヅルニ非ス、下衆庶人民ノ公議ニ由ルニ非ス、独り要路官吏数人の臆断専決スル所ニ在リ」と実に明確に記されていたのである⁽³²⁾。政府の「政令法度」が「独り要路官吏数人ノ臆断専決スル所ニ在リ」と明確に有司専制、薩長藩閥による寡頭政治が批判されている。

おそらくこの一文に共鳴したのは民権派だけでなく、侍補ら宮中勢力も同様であったにちがいない。⁽³³⁾ 事実、このときの佐佐木高行の日記には、以下のように記されていた。⁽³⁴⁾

島田一郎等ノ斬姦状中ニモ、今日日本ノ政治ハ、上ハ聖上ニ非ズ、下人民ノ公論ニ出デズ、二三ノ大臣事ヲ専ラニスル云々ト有リ、是レハ方今天下一般ノ論説ニテ、其実モ又然ル事ナレバ、最早今日真ニ御親政ノ御実事無之テハ、何ヲ目的トスル事モナク、(中略)又西郷ノ如キ天下人望ノ婦スル人傑ヲ起スモ、朝敵ノ名ヲ得テ名ヲ遂ニ滅亡ニ就キタルモ、皆大義名分ヨリ成立チタル事ナレバ、万機御親政ノ御実行コソ肝要ナルニ今日ノ有様ニテハ、逆モ其儀不被行、可恐コトナレ

明らかに佐佐木は有司専制を批判し、天皇の自覚を促すための君徳培養と形骸化されている天皇親政体制の実質化を求めていた。佐佐木は直ちに、電撃石火の行動に出た。侍補らを糾合し大臣らを超えて参内し、天皇に対し「聖上此変ニ当リ一層奮発」を促すとともに、万機親裁を強く迫った。佐佐木ら侍補の熱意あふれる奏上に、天皇は咽びながらこれを嘉納したとされる。⁽³⁵⁾

熱き勅語に勇気づけられた侍補らはかかる天皇の意向を踏まえて、大臣方に天皇親政体制の樹立を強く迫った。その経緯について、佐佐木の日記には、以下のように記されている。⁽³⁶⁾

右ノ次第ヲ大臣・参議一同へ申立テ、十分督責スベシトノ決議ニテ、夫ヨリ条公へハ土方参リ、岩公へハ高行至リ、日ヲ期シ一同集合ヲ乞ヒタリ、両公承諾アリタルヨリ、其当日ニ相成候処、条公所旁ニテ不参、依ツテ岩公・大木・伊藤両参議列席ニテ、侍補一同ヨリ、聖上へ申上候次第ヲ順次陳述、夫ヨリ大臣方は是レ迄御輔導ノ不行届ナルヲ督責ス、一人々々存慮不残申立テタリ、……(中略)……今日ハ両参議モ格別返答無之、岩公ハ尚篤ト評議可致トノ答ナレ共、頗ル不平ノ気色面上ニ顕レタリ、夫ヨリ条公ノ官宅へ一同立越シ、前論ヲ一々申述べタリ、条公ニハ虚心ニテ、

成程各方ノ申立テタル通り、自分共ニ於テ御輔佐不行届ノ責ハ通レザル所ナリ、爾来屹度注意スベシトノ答ニテ、一同感銘セリ

数日後、大臣から申し入れに対する回答があったが、それは侍補らにとつてけつして納得のゆくものではなかった。天皇が毎日内閣へ親臨すること、および（これは侍補らの要求にはなかったが）各省への親臨が認められた。しかしながら、親臨の際に侍補らが同席することについては、「自然内外ノ差別無之、或ハ其弊害モ難計ニ付」として却下された。同時に、侍補が行政に参与するという要求についても、「帝室ト内閣トハ自ラ別々ニ相成候方可然」として拒絶された。⁽³⁷⁾

ここで注目すべき重要な変化は、政府側が「官府一体」論から「官府分離」論へと転換したことであろう。いうまでもなく、大久保没後政権においては、政権首脳部のうち三条、岩倉ら大臣層に変わりはなかったが、参議層は大久保、木戸らから伊藤、黒田らに交代した。ただしここで顕在化したのは、それまで「官府一体」論に立脚していたはずの岩倉が、「官府分離」論へと大きく舵を切ったことであろう。かねて拙稿において指摘したように、岩倉は根っからの天皇親政論者ではなかった。大久保ら維新の三傑がこの世を去り大久保没後体制へと移行したのを機に、岩倉は本来の持論を明確に掲げたとみてよからう。⁽³⁸⁾

もちろん侍補グループに非主流派で天皇親政論者の佐佐木が加わって以降、俄かに同グループが政治化したことも看過できない。大久保の宮内卿擁立運動や天皇への常ならぬ上奏など、大久保没後政権に対する政治的要求が岩倉ら政府主流派に多大の危機感を与えたことはまちがいないからう。⁽³⁹⁾

大久保没後政権において最も大きな衝撃を受けた岩倉は同年五月一九日、伊藤に対して書簡を宛てて「根本政府に對し懸念不少」と伝えた。⁽⁴⁰⁾かくして天皇を「玉」とみていた政府上層部は、内外からの厳しい批判にさらさ

れ、これまで以上に天皇親政体制を意図的に装わざるをえなくなったといえよう。

大久保暗殺という衝撃的な事件に伴う政府内外からの批判に政権首脳部は危機感を募らせ、そうした背景の下で、同年五月二三日に北陸・東海道巡幸は告示されたのである。それは大久保が斃れた九日後にあたり、そして上述のように、侍補らが天皇の勅語に力を得て「大臣方是レ迄御輔導ノ不行届ナルヲ督責」した五日後のことであつた。⁽⁴¹⁾

確かに、大久保は事実上政権の首班ではあつたが、すでに同巡幸は西南戦争を理由に一度、延期されていた。それもあつて、同事件後まもない時期ではあつたが、巡幸が告示されたのであろう。政府の威信を保持するという観点からも、もはや再度の延期は許されないとといった見方が支配的であつたとみられる。しかし、佐々木克氏によれば、政府部内にはなお反対意見があつたといふ。⁽⁴²⁾

明治一年の北陸・東海道巡幸には、大久保暗殺以外にも出発前に難題が持ち上がった。同年三月に大久保が生前提出していた「地方之体制等改正之儀上申」を法案化した三新法が、同年七月二二日に公布されたのである。それは、弊害の多いそれまでの大区小区制を中心とする地方制度の抜本的改革であつたが、制度変更に伴う様々な負担を考慮すると、その上に地方巡幸を実施することは、沿路にあたる地域の地方官らにさらなる荷を背負わせることは必至であつた。そこで同巡幸の実施に反対する意見が急浮上したといふわけである。⁽⁴³⁾

西南戦争の結果生じた政府の財政負担をどう捉えるかはさておき、警備等を中心に巡幸の経費が以前にも増して増加することを考えれば、やはり再延期という選択肢が最も現実的であると判断されても不思議はなかつた。しかも八月二三日には竹橋暴動が勃発し、それに追い打ちをかけた。にもかかわらず、巡幸は断行されたのである。実施に踏み切った政府の政治的意図は奈辺にあつたのか、以下考察を加えてみたい。

こうした事態を受けて、天皇親政の実質化を求める侍補らは如何に行動したのであろうか。上述のように、む

しろ大久保の暗殺によって民情安定のため北陸・東海道巡幸の必要性が増し、巡幸の実施が推進された。ここでは先ず、侍補らが巡幸の断行こそ天皇親政の前進に資すると考えていたことが確認されねばならないであろう。しかしその侍補グループも、出発直前に勃発した竹橋暴動にはたじろいだ。実はこのとき政府内においても、岩倉の延期論と三条の決行論が対立していた。

一方、近衛兵の暴動だけに、侍補らの間でも意見が分かれた。元田と吉井が延期論を唱えたのに対して、佐佐木と土方は決行論を主張してやはり対立していた。こうした巡幸実施の可否をめぐる宮中、府中双方の議論については、以下のように、八月二五日付の佐佐木日記によりその詳細が明らかである。⁽⁴⁴⁾

御下問アリ、其訳ハ、来ル三十日御発輦ニテ御巡幸ノ筈ノ処、五月十四日ニハ大久保内務卿ノ事アリ、昨夜竹橋一件ニテ種々風聞有之、御延引可然哉否ト申ス事ニテ、政府ニテモ議論相別レ候趣、御延引可然トノ論ハ岩公最モ主張セリ、三条公ハ今日御延引不可然トノ論ナリ、参議中ハ三条公ハ大凡同意ナリ、侍補中ニモ御延引ノ説多シ、元田永采・米田虎雄・山口正定御延引論ナリ、二十五日ニハ高崎正風ハ御延引不可然トノ論ナリシニ、二十六日ハ同人モ御延引論トナリタリ、土方ト高行兩人ハ御延引不可然トノ論ナリ、議論宮中ニテ紛々タリ、吉井友実・元田等ハ、体内閣モ充分不相調、大久保ノ事件有リ、又近衛兵ノ暴動等不容易事ナリ、屹度内政整頓迄ハ御巡行不可然、是非御延引可然トノ事也、高行等ノ論ニハ、勿論内政御十分ニ無之ニ付、御巡行ハ御見合ニテ、来年ニテモ可然トノ論、既ニ今春ニ有リタル事ニテ、今日ハ大久保ノ事件有リシモ、御発令後ナレハ御延引無之トノ事ナリ、然ルヲ今近衛ノ暴動アリタリ連、俄ニ御延引有之テハ御威令不相立、各県ノ疑惑甚シク、如何様ノ影響ヲ来スモ計ラズ候ニ付、今日ハ断然御日取りノ通り一日モ御延引不可然トノ論ナリ、遂ニ議論一定セズ、外侍補ハ尚両大臣ヘ建言スト申ス事ニナリタリ、然レ共、内閣ニテモ御延引不可然論多数ニ有リ、思召モ御同様ニテ、愈御発輦ニ決シタリ、大ニ安心セリ

二五日に天皇より御下問があり、宮中、府中で各々巡幸を予定通り決行すべきか、あるいは延期すべきかが議論

された。上述のように、佐佐木によれば、いずれにあつても意見は二分した。政府内で最も強く延期を主張したのは岩倉であつた。これに対し、三条は決行論を唱え、参議らも多くは三条の意見に賛同したことが知られる。一方、宮中では延期論が多数を占めた。侍補中元田、米田、山口は延期を主張し、高崎は当初決行を唱えたが、まもなく延期論に転換した。しかし土方と佐佐木が決行論を唱えたことから、宮中でも意見は割れた。吉井や元田は、未だ内閣が整わない上に、大久保暗殺や竹橋暴動といった深刻な事件が起こつたのであるから、ここは内政が整頓されるまで延期すべきと主張したのである。佐佐木はこれに反対し、大久保の横死に際してそれでも決行を発令した以上、近衛兵の暴動で延期したとあつては政府の威令が行われず、かえつて各県も疑念を抱くであろうし、巡幸を通じた天皇の統合機能も期待され、あくまで決行不可避を論じた。その後、政府内では決行論が多数となり、ようやく発輦が決定した。

岩倉が強く延期論を唱えたのは、天皇親政の実質化を求めて侍補グループを強力に牽引する佐佐木らの決行論、積極論への反発もあつたであろうと考えられる。北陸・東海道巡幸の準備期間にあたる同年六月から八月にかけて、佐佐木の日記にも明らかのように、佐佐木ら侍補も岩倉ら政府(内閣)首脳と頻繁に連絡を取り合い、あるいは接触の機会を設けた。したがつて、巡幸実施をめぐる議論も宮中・府中それぞれがばらばらに意見を戦わせていたわけではない。おそらく岩倉は佐佐木―土方ラインを侍補の中で最も政治的とみて警戒し、政府側が主導権を確保しようとする宮府関係に絶えず注意を払っていた。

同年五月二四日付佐佐木宛土方書簡の中で、大隈への働きかけについて言及されているが、これについて佐佐木は「右ハ、大臣・参議ノ処ニテ兎角御補佐ノ責ヲ負ハザル件々ヲ以テ、督責ノ為メ、侍補中申合せ、各位へ申出候事ナリ」と付言している点は注目されよう。⁽⁴⁵⁾さらに五月二九日付書簡で佐佐木に対して、土方は再び「將大隈に過日談判の後は如何の景況に御坐候哉」と尋ねた。これについて、佐佐木は次のように付け加えている。⁽⁴⁶⁾

右ハ、過日大隈参議ヲ訪問シ、今日ノ処ニテハ、乍恐聖上三十二分御奮発不被為在候テハ、万機中間ニ握リ候様可相成ニ付、両大臣方ニテ能々御輔佐専用等色々意見申述べタリ、自然参議中ヨリ嫌疑ノ件モアリタリ、尤モ大隈ハ、其後侍補中モ大分円滑ニ咄出来ル様相成リタリト、他言セル由、畢竟、侍補ハ頑固連ニテ、困ルノ感アリタルヨリノ事ナラン、然レドモ、今日何モ頑固ナル見ナシ、只々要路ノ人々大道ヲ行ハザル処ニハ、常ニ異議アル処ナリ、可笑々々

これは参議の一人で該巡幸に供奉する大隈との懇談から佐佐木が得た感触にすぎず、ここから内閣中の空気を読みとるわけにはいかないであろう。もちろん佐佐木が大隈は岩倉よりは柔軟と見て接近していることはまちがいないが、話の内容が岩倉らに伝わる危険を承知で踏み込んだ部分もあったと想像される。ここに注目される大隈と岩倉の關係の一端を示す書簡がある。それは、佐佐木が大隈と会った五月二四日付の大隈宛岩倉書簡である。同書簡から、大久保を失った直後の人事異動をめぐり、両者の間で工部卿の人選についてのやり取りが明らかに⁴⁷⁾なる。

其便工部卿人体如何可致哉、佐々木ヲ命シ内閣ニ列シ候而ハ如何と御下問之由ニ候。右等ハ段々御咄シ申合候通、何レヨリ基ヒヲ生シ居候哉。前途是ニ御大事ト存候条、貴卿伊藤ト能々御懇談ニ而平穩ニ自今無害様致シ度候事ニ候。侍補連も此際不平抱カセ候ハ、不可然候。其上参議一同三条邸集会（新任兩人―西郷、川村合而会食積り）、便宜侍補之事得と申合置度事ニ候。徳大寺も今般ハ固ク辞表決心之旨ニ候。彼是此場ハ程能調和企望ノ次第二候。亦別紙高知士族ヨリ来状其外兇兇兎角由断不相成景況追々申出候所皆以而十四日変事前ニ有之候得ハ、大久保暴殺ノ事伝聞候得ハ一般殺氣ヲ増シ可申ニ付弥注意非常ニ取シマリ向無之而ハ不容易事ニ候。

この書簡にみる限り、岩倉は大隈に対して、工部卿の人事については大隈、伊藤ら参議の意向を尊重し、最終

的には三条邸における首脳会議で決定する腹積もりを明かしている。しかし侍補らにも一定の配慮を示し、無用の摩擦を回避しようとする意図が読み取れる。延期論を主張していた岩倉が、佐佐木・土方の決行論に与することを承知で三条ら政府内の多数意見に歩み寄っていることからしても、巡幸前のこの時期にあつては官府関係を余り対立的に捉えるべきではなからう。

その背景には、同書簡の文末にもみえるように、高知のような地方は依然として士族をめぐる物情不安な情勢にあつたからにほかならない。岩倉が天皇親政運動の急先鋒とみる佐佐木、土方ら侍補も、こうした高知の実情を地元の中立社を通じて知悉していた。かかる郷土の情勢を熟知していた佐佐木は土方共々、いまこそ地方巡幸を通じて天皇の権威による地方の民情安定化を求めていることを岩倉も十分に理解していた可能性もあろう。⁽⁴⁸⁾

要するに、佐佐木らの天皇親政運動は必ずしも有司専制による天皇親政の形骸化を批判することだけを目的としていたわけではない。天皇の権威によつて政府の諸政策が地方社会でより円滑に遂行され、各地方の民情を安定化させることをもめざしていた。⁽⁴⁹⁾ よつて、地方巡幸はそうした目的を達成するための格好の政策手段の一つであつたといつても過言ではなからう。直前に予定されていた北陸・東海道巡幸はもちろん佐佐木や土方らの郷里、高知を対象にはいかなかったが、佐佐木らが多難なときに、否多難なときだからこそ同巡幸をあえて決行しようとした真意を理解する上で、高知の実情に若干ふれておきたい。

この頃の佐佐木の日記には、夥しい数の地元、高知からの書簡が収載されている。その多くは、佐佐木自身がその結成に深くかかわつた政治結社、中立社の関係者からの書簡であつた。当時、高知においては、一方に勤王論を唱える守旧的な精俚社が、そして他方に民権論を主張する急進的な立志社があり、その中間にあつてその名の通り中立を標榜する穏健な中立社が活動していた。当初は多くの官員の参加を得て、中立社が優位に立つていたものの、西南戦争後しだいに民権運動が隆盛となると、板垣を擁する立志社は一挙に勢いづいた。中立社を支

援する谷干城は、明治一一年四月に佐佐木に寄せた書簡において、高知の政情を次のように伝えている。⁽⁵⁰⁾

彼の立志社は次第に手を抜け、当時に至るりては、中立社を除くの外は、大略立志社の付属たるの姿にて、皆板垣の鼻息を仰ぐ勢に被察候、……（中略）……（立志社は筆者）総数凡千五百名許りの由なり、尤十三四の児童輩混合と聞けり、当日板垣は例の総督気取に出張の由なり、可笑々々、何分案するに、近來彼の大江卓・岡本健三郎・中村貫一等の拘留より、板垣も益々気味悪しく成り、例の臆病心より虚勢を張り、自己の予防に充つるの策たる疑ひなし、更に憂うるに不足、然るに、異説を唱へ、人心を惑はせ、方向を誤らしむるの害は、実に言べからざる者あり……（中略）尤狡猾威を震する者は、則立志社は也、口に文明を称し、其行事は台湾生蕃と相伯仲なり、官人と見れば必吠ゆ、民権家人犬蝦、果して是狗権の盛なる故なるべし、可笑々々、右の情況故、僕中立社と雖も、敢て容易に加担せず、兼て老兄へも東京にて御相談申したる通り

谷は以上のように高知の窮状を佐佐木に伝え、土方や中村弘毅らとも提携して中立社への挺入れを策した。しかし、民権論の高揚を背景に立志社が隆盛を極めたのとは対照的に、中立社はいよいよ衰退の一途をたどり、ついにこの年一〇月に廢社を余儀なくされたのである。⁽⁵¹⁾ こうした事態は佐佐木、土方ら政府内土佐派の一部にとどまらず、上掲の大隈宛岩倉書簡にも「高知士族ヨリ來狀其外兎兎角由断不相成景況」とみえるように、大久保暗殺の直後とあって大臣・参議レベルでも大きな不安材料となっていた。⁽⁵²⁾

佐佐木を中心に、侍補らがとりわけ君徳培養に並々ならぬ熱意を燃やしていたことは、すでに述べた通りである。何と佐佐木は天皇に対し高知県下の情勢を伝える書類を提出、天覧に供していた。かかる事実は、同年八月二四日に三条が伊藤に宛てた書簡から判明する。この日は竹橋暴動発生の翌日にあたり、ここから佐佐木が高知を事例に天皇に対して、民情安定のために巡幸の決行を主張したものと考えられる。同書簡には、「此壺冊一紙

は佐々木侍補供天覽候由にて皇上より拝借致候間入内見候」とし、「県下之情態実に切齒に不堪」とみえ、それが「高知」県であることがわかる。⁽⁵³⁾

さらにその二日後の二六日、佐佐木は天皇に対して強い決意を迫った。同日の佐佐木の日記には、以下の如くみえる。⁽⁵⁴⁾

侍補一同ヨリ大久保事件、竹橋ノ変事等ニ付、此末如何ノ人心ニ相成候モ難計ニ付、十分御発奮被遊候儀無之テハ、遂三元弘・建武ノ如ク、不可言場合ニ立至リ候モ難計云々、高行上席ニ付、強テ言上致候処、尤ニ被聞召、雖有感涙仕候、只々叡慮奉惱候御模様奉伺、実ニ恐縮、余り申上過ギタル心地致候事

巡幸の直前に暴動、しかも近衛兵の暴動が発生した。こうした足元の動揺が政府を大きく震撼させたことはまがいがなかるう。西南戦争以前から折に触れ帰郷して直に民情に接してきた佐佐木は、民情安定を果たすべく天皇に「御発奮」を迫り、巡幸の決行を強く後押しした。佐佐木は巡幸を君徳培養の絶好の機会と捉え、発誓した三〇日の日記に「本日竹橋内御通輦ノ時、二十三日ノ事ヲ申上ゲタル因ミニ、聖上ノ御親兵等ハ叡慮ノ貫徹セル事、尤肝要ト申上ゲタリ」とみえるように、供奉早々に天皇を教導することを忘れなかった。⁽⁵⁵⁾

このように、侍補らによる君徳培養に向けた献身的ともいえる努力によつて、天皇はしだいに政治的覚醒を遂げていった。⁽⁵⁶⁾ 大久保没後の最初の地方巡幸にあたる北陸・東海道巡幸には、かかる宮中勢力の君徳輔導による天皇の政治的成長という側面があつたことを看過してはならないであろう。

上述のように、佐佐木、土方らが天皇に高知における民権運動の高揚や民情安定の重要性を説いていたことは、三条や伊藤ら政府主流派も承知し、共通認識を保持し同時に支持する考え方に立っていたとみられる。確かに山中永之佑氏が指摘するように、「天皇親政を形式的に制度化することにより『有司専制』」「藩閥官僚専制」に

に対する批判を一時的にもせよ糊塗できると考えた」という面もある⁽⁵⁷⁾。しかし他方、民権運動に対抗するために巡幸などを通じて天皇の權威により社会の統合や民情の安定を促進することで、政府主流派が宮中勢力と歩調を合わせるという側面があったことも見落せない。

後者の視点に立てば、巡幸準備中に公布された地方三新法をも視野に入れる必要がある。明治十一年七月二二日、政府の戸籍、徴兵、徴税、救恤、教育などの諸政策遂行の前提となる大区小区制を是正するべく、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則からなる三新法が導入された。同法は明治五年以来の地方制度の大改革であり、地方官には多大の負担となることが想定された。そのため、新法が施行されたことは巡幸延期の要因にすらなつたとされる⁽⁵⁸⁾。長谷川氏も「この地方制度の改革によって、以後、地方は大きく変わっていくが、この制度変更の準備のための負担の大きさに加えて、巡幸の準備をしなければならない地方官は『泣くほどなるべし』と、政府内部でも巡幸実施に否定的な意見がだされる」との見方を示している⁽⁵⁹⁾。

ただ、この地方制度改革は地方巡幸と同様に、中央・地方関係の諸矛盾を解消し、各地の民情を安定化することで、より一層明治政府の近代化政策の推進に資する目的で断行された。すでに述べたように、この地方制度改革案は大久保が内務卿として体得した地方統治策をめぐる問題点を是正しようとする試みであった。明治九年の東北・北海道巡幸においても、大久保は先発官として各地の地方官の訴えをつぶさに見聞し、岩倉らに上申して⁽⁶⁰⁾いた。

たとえば、明治九年五月二三日付林友幸書簡にみえるように、「今日埼玉県令（白根多助―筆者）へ面会候処、岸良埼玉県参事転任被仰付候ハバ、鶴岡県七等出仕吉田清英へ跡代り被仰付度旨承候。地租改正等之事務も有之候付急々相運様取計呉度」との陳情に接した大久保が、これに慎重に対応した様子が記されている⁽⁶¹⁾。拙稿でも論じたように、それは県官任期例に結実してゆくが、どこの地方においても地方官人事は内務省とつねに折衝を要

する懸案事項であった。いかに大区小区制に立脚する地方制度の硬直性が、地租改正など政府の諸政策を各地に浸透させる上で多大の軋轢を生み出していたかが知られる。⁽⁶²⁾ 制度に発する矛盾や軋轢が地方官の情実人事により、さらに増幅することを避けようとする大久保の冷徹なまでの態度がみてとれる。それだけ地方官の執務は難しく至難の業であったことを物語っているといえよう。

内務卿として実地に肌身で感じた地方制度の弊害を是正するべく、大久保は明治一一年三月一日、三条に對して以下のような「地方之体制等改正之議」を上申したことはよく知られていよう。⁽⁶³⁾

利通謹而上言ス。抑モ地方ノ体制、地方官職制、地方議會法、地方公費賦課法等ノ制定セサル可ラサルハ別紙主義書ニ弁明スル所ノ如シ。依テ今毎件事草按ヲ起シ、就中地方ノ体制、地方議會法、地方公費賦課法等ノ如キハ、近日招集ノ地方官會議ニ付セラレンコトヲ欲シ、拔テ議案トナシ併テ呈進ス。偏ニ閣下ノ採択ヲ仰ク

上述の通り、これが七月の地方三新法の原案となる大久保上申の伺であり、大区小区制の弊害を率直に反省し、近い将来に予定される立憲制の基礎となる地方制度を構想した内容であった。議案を地方官會議に付すとあるように、地方制度は国の行政を担うだけでなく、自治行政として遂行されることが「主義書」では強調されている。同上申はやはり大久保が重要課題としてきた殖産興業に関して「一般殖産及び華士族授産の儀に付伺」の五日後に提出された。勝田政治家氏が指摘するように、この大久保の地方制度改革案は勸業政策における民力養成論と密接に関連し、そこで大久保が重視した民業の重視と地方制度における旧慣尊重と同様に位置づけられていた。⁽⁶⁴⁾

これについて「地方之体制及ヒ地方官ノ職制ヲ改定シ地方會議ノ法ヲ設立スル」と銘打った「主義書」が提起されたが、浩翰のため、以下その主旨を確認しておきたい。まず、新制度では、「行政ノ区画」と「住民社会獨立ノ区画」の両概念を設け、町村は後者の性質のみ、府県と郡市は両方の性質を有するものとし、町村には「其

村町内共同ノ公事行フ」「行事人」を置くとした。また、かかる両概念を設定した以上は、「吏員ノ職掌」に「相当ノ分権」を認め、中央と地方の間に「適実ノ分権」を求めた。これは地方官の職掌において、「徒ラニ煩冗ノ間ニ汲々タルノミ」との反省から生まれた。こうした新しい仕組みを設定することで、「旧慣尊重」を具体化したのである。⁽⁶⁵⁾

さらに注目されるのは、「住民独立ノ公権」として「地方議會」を公認したことである。いうまでもなく、それは府県会の設置であった。それでは地方議會設置の目的は何処にあつたのであろうか。同上申書には次のように記されている。⁽⁶⁶⁾

先ツ試ニ地方會議ノ得失ヲ論センニ、従来地方行事ノ上ニ於テ往々至難ノ事ヲ醸シ、現ニ或ル数府県下ニ於テモ兇徒蜂起シ、其地方ノ安寧ヲ妨害シタル事アリ、其実必スシモ府県官ノ治述ヲ失ヒタルノミアラサルモ、又ハ法令ノ宜キヲ失ヒタルニアラサルモ、其陽ニ托スル所、主トシテ此等ノ外ニ出テス、其然ル所以ノモノハ他ナシ、凡ソ地方ノ事其行政權ト其獨立權トヲ分タス、皆ナ中央政權内ニ在テ、随テ瓊々タル一小官吏即チ戸長ノ為シタル処分ノ錯誤モ或ハ中央政權ニ歸スルヲ以テナリ、若シ地方議會ノ法ヲ設立スルトキハ、其地方獨立權ノ事ニ於テハ、利害得失皆ナ其會議ノ責即チ其住民公同ノ責ニシテ、中央政權ニ対シテハ、小怨ヲモ懷クナク、只其監督ノ公力ヲ仰クノミ、然ルトキハ地方ノ安寧ハ勿論、推シテ国ノ安寧上ニ於テモ其効大ナリ、由是觀之、地方議會ノ法ハ設立セサル可ラサルナリ、然レトモ、今概シテ彼ノ欧米ノ制ノミニ倣フトキハ、其形美ナルモ其実適セス、宜シク我カ邦固有ノ慣習ト方今人智ノ程度トヲ斟酌シテ、適実ノ法ヲ設立スヘキナリ

各々の地方の行財政について審議の場を設ける地方議會の設置は、目に見える形で施策や税の使い途の決定に参加するという意味で大きな不満の解消が期待できた。一定の自治を認めることにより、自らの責任がある程度

自覚されれば、国への反発も緩和できる。民権運動への対抗手段として有効な「不満の緩衝装置」と考えられた。⁽⁶⁷⁾ 大島美津子氏も同法令について、「権力の集中統一は堅持しつつも、それ固有の習慣との背離を反省して、地方の実情をふまえた組織化へと方向転換を図ったのである。住民の地方政治への参加も部分的に認められ、府県、町村は不完全ながらも自治団体化した」と評価している。⁽⁶⁸⁾

三新法は、同日に布達された「郡区町村編制府県会地方税両規則施行順序」と同月二五日付の「府県官職制」と共に施行された。行政的にも大幅な制度変更であり、新たに府県会の準備にも追われ、確かに地方官の負担が一気に増加したことは否めなかった。よって、実際のところ、さらに巡幸が実施される北陸・東海道地方の各県の負担が並大抵でないことは容易に想像できたであろう。そこでかかる観点からも、巡幸の延期が急浮上したのである。しかし、大久保没後政権はそれを押してあえて実施を選択した。

筆者は上述のように、三新法の導入には自由民権運動対策の一環として、地方レベル、とりわけ府県レベルに政治参加の機会を設けることによって、ある程度不満を解消し政治的要求を吸収するといった、いわばガス抜きをはかるといった目的があったと考える。しかし、その後の研究の進展によって、松沢裕作氏が述べるように、新たな制度的論理の導入や近世から近代への社会編成原理の転換といった視点から三新法の意義を捉えようとする議論が展開されるようになった。なかでも重要なのは、いわゆる大久保上申ではなく明治一〇年案であり、それに町村レベルの位置づけに対して加えられた大蔵省の松方正義や法制局の井上毅の見解であったという松沢氏の明確な指摘は示唆に富んでいるといえよう。⁽⁶⁹⁾

ただし内務省と法制局の間のやり取りで、井上は公的財政の側面については公選議会での審議が必要とし、内務省もこれを受け入れた。しかもこの地方税にも関係する部分は府県レベルの議論である。一方、法制局の異論を受け入れる形で練り直された内務省の明治一〇年案は、松方ら大蔵省の反対に出会わうが、それはあくまで町村

の位置づけをめぐる議論であった。そこで翌一一年、内務省は折衷的性質を有する大久保上申を提出した。松方と井上の意見が分かれたのも、町村の位置づけについてであった。結果として、法制局がこれを引き取る形で同年四月の地方官会議案、すなわち三新法案をまとめたのである。⁽⁷⁰⁾

よって、井上が主張した地方税を公選議会で審議するという欧米流の議会構想は府県会で実現したのであり、これにより地方政治が政治参加の面で大きく前進したことはまちがいない。こうして民情を安定させ、地方官が円滑に地方統治を遂行しうるよう内務省は法制局と妥協し、町村を府県や郡区の下に組み込むことで大蔵省と調整したのである。結果として、地方官の便宜に供するという意味で内務省の省益も守られたといえよう。

松沢氏も、「三新法によって設置された府県会に与えられたのは、地方税予算審議および建議権のみであり、立法権に相当するものが与えられなかったこと、また地方官の側には議決の認可と解散の権限が与えられていたこと、こうしたことから三新法体制における府県会の権限が制限されていたことは、(中略)『政治参加論的視点』からの諸研究によって従来強調されてきたところであり、厳然たる事実である」と論じている。⁽⁷¹⁾かかる視点からも、上述の見方は補強されよう。

四、地方巡幸の制度化をめぐる政治力学

明治一一年八月末の北陸・東海道巡幸の発轍直前、官府間にはもう一つ懸案が持ちあがっていた。大久保没後政権の一翼を担うべく、ロンドンから急遽帰国した井上馨の参議兼工部卿への起用問題である。それは、伊藤の内務卿就任に伴い空席となっていた工部卿の補充人事であった。同人事が承認されれば、三条・岩倉の下に伊藤・井上・大隈からなる大久保没後政権が一応完成をみる。この人事に対し佐佐木・元田ら待補グループは強く

反発した。佐佐木の同年七月の日記には、以下の通りみえる。⁽⁷²⁾

井上ハ、去ル九年五月ヨリ理財取調御用ヲ以テ、倫敦ニアリ、大久保利通ノ変アルヤ、電報ニテ御呼戻シノ趣ヲ聞ク、依テ侍補一同、井上ノ内閣ニ入ルヲ不可トシ、大ニ心配シテ、吉井・土方・元田諸氏ト防禦ヲ企テタリ、因テ三条・岩倉両大臣へ建言シ、又奏上モシタレ共、曖昧ナル答而已ニテ判然セズ、政府ニテハ川村純義一人不可ノ論ノ由、然ルニ、其後岩公ヨリ高行等ニ内話アリ、井上ノ義ハ世上議論モアリツルヨリ、内閣ニテモ種々評議セルニ、大久保在世中其議既ニ決シタルヲ以テ、遂ニ御震断ヲ奉乞タルニ、御登用トノ御沙汰ニテ決定セリト、已ニ前件ノ任官セリ、大久保在世中云々ハ虚言ト被考、一同モ同考ナリ、大久保在世ノ時ハ、井上ヲ被用候事ハ拒ミタル模様ナリキ、既ニ高行モ大久保ノ井上ヲ忌嫌ノ口氣ハ親シク聞ケリ、井上ノ如キ不人望家ヲ此際御採用ハ可憂事ナレ共、致方ナシ、井上ヲ欧州へ被遣タルモ、情実ヨリ出テ、暫時ケシメタルナラン

井上の入閣に侍補一同は一致して反対し、三条、岩倉両大臣に対して井上入閣の不可を申し入れた。大久保没後政権の首班格であった伊藤は同じ長州閥の井上と近い関係にあり、同人事を推進したとみられる。一方、かねて大久保、西郷ら薩摩閥はほぼ一様に政商との癒着など何かと世上評判の悪い井上を敬遠していた。生前木戸は長閑の頭目として井上を庇い立てしていたが、大久保は大藏卿時代から井上との間に軋轢を生じていた。政府は政権内にも薩摩出身の川村のような反対者を抱えていたことから、宮中からの強い反発に接し、あらためて結束の強化を確認せねばならなかった。井上の人事をめぐり、三条、岩倉はもう一人の政権の要である大隈への協力要請に向け周旋に動いた。同年七月二五日付大隈宛三条書簡には、その一端が次のように記されている。⁽⁷³⁾

過刻御内談之末、兩人伺候縷々陳述奉伺候処、昨日来段々御熟考被遊此上ハ參議兼工部卿伺之通被仰付候事ニ震断被

仰出候。此段不取扱御安心之為申入候。右ニ付伊藤ハ内論本人之意底相尋候事ニ取計置候。委細ハ明朝面上可及縷述候也

すでに岩倉ら政府主流派は大久保暗殺直後から、侍補らの天皇に対する電光石火の如き上奏や政府への政治参加の要求などに警戒感を抱いていた。なかでも岩倉の受けた衝撃は大きく、同年五月一九日付伊藤宛の書簡で「根本政府に対し懸念不少」と記した⁽⁷⁴⁾。伊藤ら政府主流派は、宮中・府中の別という立場から直ちに宮中勢力の政治介入を拒絶した。伊藤が侍補らに言い渡した内容は以下の通りである⁽⁷⁵⁾。

伊藤博文ヨリ吉井・土方・高崎・高行同席ニテ申聞ケ候ハ、兼テ御申立之侍補中行政上ノ機密ヲモ預リ聞キ候事ハ、何分不可然トノ内閣一同ニテ評議相決シ候、一体昔ノ如ク支那流ニテ皇国ノ御政体モ模擬相成候時ハ、君側ノ向モ行政上ノ事ニ預リ、唐土ノ制度ニテ侍中トカ何トカニテモ、行政上ニ関係セシナレ共、今日ノ政体ニテハ、帝室ト内閣トハ自ラ別々ニ相成候方可然トノ事ニテ、維新ヨリハ其御目的ニテ御運ビ相成候事故、矢張其通りニ据ヘ可置候御趣意ニ有之候

このように、政府主流派ははっきり「今日ノ政体ニテハ、帝室ト内閣トハ自レ別々」と宮中・府中の別を言い渡したにもかかわらず、侍補らはこれをまるで黙殺するかのように内閣の人事に容喙したのであるから、岩倉や伊藤が強い不快感を露わにしても何ら不思議はなからう。これにより、政府首脳らも宮府分離の重要性をあらためて再認識したにちがいない。加えて上掲の大隈宛の三条書簡からも明らかのように、天皇が君徳培養の成果として дайに政治的成長を遂げ元田の入説にも耳を傾けるようになったことから、両大臣も天皇に対してより丁寧な説得を試みなくてはならなくなった。とりわけ大久保暗殺直後の侍補らによる緊急上奏は天皇を大きく揺さ

ぶり、これを機に政治的覚醒を遂げた。⁽⁷⁶⁾ これ以降、天皇は五月下旬の井上の人事や北陸・東海道巡幸での民情把握の結果として「節儉愛民」などの面において、自らの意思を鮮明にしていた。

かつて渡辺昭夫氏は、「侍補の権限問題をめぐる侍補グループと参議グループとの間の争いは、天皇の政治的地位がいかにあるべきかという統治機構論として争われた」とした。同氏はまた、「天皇に対するパースナルな接近という方式をつうじて、現実の政治過程に関与し、天皇制国家の形成に無視しえない影響をおよぼしたのである」とも評価する。⁽⁷⁷⁾ 確かに前者については、両政治勢力間で政治機構をめぐる議論が展開されており、妥当な見解である。だが、後者については、もっと天皇の政治的成長に伴う言動にも着目すべきではないかと筆者は考える。それだけに、佐佐木ら侍補らにとって井上の北陸・東海道巡幸への供奉には到底、納得しがたかったにちがいない。この年八月五日に供奉を仰せつかった佐佐木も、次のようにこの一件について日記に記していた。⁽⁷⁸⁾

北陸東海御巡幸付、井上参議供奉被仰付ト聞ケリ、最早参議ニ被任候以上ハ無論ナレ共、供奉ノ上自然不体裁アリテハ不可然トノ見込ニテ、吉井・元田・高行三人ニテ、聖上ニ供奉不可然、参議不可然トノ事ハ、屢大臣ヘモ申出デ、御直ニモ奏聞ノ心組ノ処、不図任官ニ付、不得止打過ギタル共、此度ノ供奉ハ御見合セ可然ト申上ゲタルニ、御沙汰ニハ、同人登用ノ事ハ甚ダ不承知ニテ、大臣ニモ申聞ケタレ共、内閣一同ヨリ申立テ、不而已大隈参議達テノ願ニテ、若シ井上御採用無之テハ、理財上忽チ困難ニテ、他人ニ可然者無之ニ付、辞職ト迄申述ベタリ、黒田参議モ同断ノ事ナリ……(中略)……高行御答申候ハ、抑モ臣子タル者如此御迫り申上ゲ、殊ニ大隈ハ井上御採用無之テハ、理財差支ヘニ付辞職ト申ス事、甚ダ以テ不埒ナリ、今日迄大藏卿ニ任ジ、今如此事ヲ以テ御迫り申上候ハ不忠ナリ

井上の登用、供奉について天皇が嘉納しなかったことは、とりわけ重要である。政府首脳の情実人事に対し天皇は自らの意思を明確に示した。天皇は後年、陸奥宗光や芳川顕正の入閣に反対し、文相人事にも持論を述べた

ことが知られるが、このときの井上登用に対する難色はその端緒であったといつてよからう。上述のように、上層部は大隈を説得の上大隈の辞職を梶子に井上の登用をいわばごり押しした。ただ重大であったのはその相手が天皇だったことであろう。佐佐木が大隈を「不埒」、「不忠」と批判したのも当然であったといえよう。吉井、元田もこれに同調した。侍補らにとつては、天皇の意思表示がせめてもの救いであった。

政府としては天皇親政を掲げている以上、建前上は政府の決定を権威化する天皇の意思がある程度そこに働くことは避けて通れなかった。しかし宮中勢力が政治化し、天皇の威光を背景に政府の決定に影響力を行使することは何としても阻止せねばならなかった。かくして政府は翌年一〇月、断然侍補職廃止に踏み切ったように、宮府分離の基本原則へと傾斜していったのである。⁽⁷⁹⁾

同年の北陸・東海道巡幸がこうした緊迫化した宮府関係の推移を背景として断行されたことを十分に踏まえておく必要がある。したがって、同巡幸の主導権を掌握するという意味からも、政府主流派はあえて多難な時期の巡幸を強行したものと考えられる。それがひいては政府内外からの有司専制批判を払拭することにつながると判断したにちがいない。かかる見方を史料学的立場から補強する重要な研究として、川越美穂氏の論考に注目し、以下、若干の検討を加えてみたい。⁽⁸⁰⁾

川越氏は「天皇の能動的な政治関与を建前とする巡幸はどのように準備されたのか、それを分析することは、天皇と太政官との関係を明らかにするためには極めて有効な手段である」と考えた。こうした川越氏の見方は確かに卓見といえるが、天皇が政治的に成長し自らの意思を有するようになることは、それが内閣側と侍補（宮中）側のどちらにとつて有利であろうと、独自の政治的意味をもつことを十分認識しておかねばなるまい。それは、川越氏が分析の枠組みとした渡辺氏の先駆的研究についてもいえることである。⁽⁸¹⁾

そこで先ずは、渡辺氏の説を正確に理解する必要がある。渡辺氏が提示した天皇の政治的位置づけをめぐる

二つの方向性を、内閣側が太政官と天皇の一体性を重視したのに対して、侍補側は天皇の徳が政治の源泉とする規範的な視点に立った、というふう⁽⁸³⁾に理解すると、「天皇の（自発的）意思」を見落しかねない。前者については、内閣側（政府主流派）が宮府分離論の立場から侍補ら宮中勢力を天皇から切り離し、「天皇の意思」を独占しようとしたといえる。だがその場合も、天皇と内閣の意思がつねに一致するという保障はない。

現にその後、かかる不一致は天皇と内閣の双方にとって大きな悩みの種になっていった。具体的にいえば、上述のような井上の入閣（工部卿就任）はおそらくその端緒とみなしてよいのではなからうか。坂本氏も同様の見方を示し、それにつぐものとして八月からの北陸・東海道巡幸を挙げている。⁽⁸²⁾

後者についても天皇と侍補らの間において同様のことがいえ、しかも侍補グループの中には上述のような規範的な見方をめぐり温度差があった。渡辺氏がいう徳治主義的規範が儒学者である元田以外のメンバーにどの程度共有されていたかは必ずしも定かではない。⁽⁸³⁾

川越論文は、天皇の統治行為である巡幸実施のための組織が太政官内で準備可能になったのは明治一〇年の改革によることを閣議書の独立といった観点から明らかにしている。すでに述べたように、西南戦争の年、天皇が京都から還幸すると、まもなく伊藤内務卿の指導下に天皇と太政官の物理的一体化が進捗した。明治一〇年八月、太政官が赤坂の仮皇居内に移転されたことはよく知られている。同移転をめぐり宮府間に対立を生じたことも周知の事実である。伊藤は移転に際して以下のように上奏した。⁽⁸⁴⁾

聖意より断じ儉勤自ら先んじ、日に外朝に臨み四聰を洞達し、献替を批裁し、以て天下の望を慰め玉はんことを。今宮府処を異にし臨御に便ならず、宜く急に太政官を宮中に移し、以て内閣の名に称はしめ、陛下朝を視るの地をして近く庭闈の間に在らしむへし

伊藤の意図は奈辺にあったのであろうか。大久保没後政権を取り巻く情勢には余りに厳しいものがあつた。大久保暗殺の衝撃は西南戦争の勝利を吹き飛ばした。薩長政権はけつして盤石ではなかつた。暗殺の翌月、「西南ノ変ニ乗ジ、林有造・大江卓等ト謀ヲ通ゼシカバ、拘引ノ為官職ヲ免ジタ」いわゆる元老院幹事陸奥宗光の通謀事件の処分が下つた。後に明治天皇が陸奥を白眼視するに至る政府転覆計画である。同事件が如何に政権首脳部を震撼させたかはいうまでもなからう。⁽⁸⁵⁾

しかもそれは氷山の一角であつた。かかる政府内部の不穏な動きは当時、潜在的に広がつていた。同年六月二五日付佐佐木・土方・中村宛今橋巖書簡には、「当今の形勢たるや、皇威を奉戴し、政府を維持せんとする有り、革命を計り、政府を顛覆せんとする有り」としてくれぐれも油断なきよう注意が促されている。今橋は高知にあつて立志社の動静などを佐佐木らに報じていたが、その書簡の多くには当地の不穏な情勢や流言飛語への警告がしたためられていた。⁽⁸⁶⁾

もちろん政権内部における薩長間の潜在的対立も無視できなかつた。大藏卿である大隈と起業公債や株式取引所等をめぐり頻繁に連絡を取り合つていた五代友厚は同年六月五日付の書簡において、政権内の情勢につき「長人ハ条公を以し又条公長人を信するは必然之勢と奉存候間、岩公ニハ能々御懇話被為在度、在京中外聞ニテも岩公は閣下を信用する云々をも承り居候得共、時之勢ニ乗するは人情之常ニ有之、岩公も御油断無之様御注意被下度、薩人も岩公ニハ取分親睦も有之、大山輩ハ常ニ岩公云々と相唱居候」などと大隈に伝えていた。かかる情勢の下で、伊藤は太政官を移転し、形の上で官府一体化を推進した。

こうした大久保没後政権による改革は、ハード面の変化のみならず、ソフト面においても閣議書が改訂されたことに川越氏は着目した。新たな閣議書として同年九月七日、太政官書記官の起案した閣議書に大臣・参議らが捺印後、天皇が決裁し捺印する内閣参朝公文奏上程式が成立した。⁽⁸⁷⁾

これにより、それまでの太政大臣に代わり、天皇が最終的な決裁者となった。それは、文書というソフト面においても、天皇による政治的意思決定がなされたことを裏書きしているといえよう。元田ら侍補が天皇輔導の一環として文書作成に関与し、かねて元田意見書で求められた大臣・参議と天皇との緊密なやりとりが具体化したことは拙著においてもふれたが、これに加え同年一二月の御沙汰書の重要性が川越氏により指摘された⁽⁸⁸⁾。閣議書の上にも「天皇の意思」が示されたことは天皇親政の上でも大きな前進といえよう。

もちろんこの成文法は、その直後に行われた北陸・東海道巡幸においても機能した。御巡幸御用掛の選定、その他の手続きに天皇の意思が反映されるようになったともいえる。そこで同巡幸に際して出された「御巡幸御用掛処務順序」や「御先発官員心得書」については、すでに宮内庁書陵部の岩壁義光氏らにより紹介、解説されているが、同巡幸の機能を考える上で重要な部分のみ取り上げてみたい。⁽⁸⁹⁾

「御巡幸御用掛処務順序」の冒頭には、「御巡幸ニ係ル一切ノ事務ハ太政官中ニ一局ヲ設ケ御用掛時々集合シテ処弁スルモノトス」とあり、その第一款により御巡幸御用掛には太政官、内務省、大蔵省、宮内省等の官員が充てられることが定められた。第二款ではさらに、同御用掛が処務の中核に位置づけられた。さらに第四款には「凡ソ成規定例ニ準拠スヘカラスシテ特別ノ詮議アル事件ハ必内閣ノ決議ヲ経ルモノトス」とされ、巡幸に関する決定権は内閣の掌中に握られることになった。⁽⁹⁰⁾

御巡幸御用掛は明治五年の地方巡幸から設置されており、同「処務順序」はこれを成文化したものである。それまでの経験が積み重ねられ、条文が組み立てられている。同年の北陸・東海道巡幸については、これに先立ち同年六月一〇日に任命された太政官書記官を皮切りに、七月にかけて編成された同御用掛の選任事情が「処務順序」にも投影されたと考えられる。

それまでと同様に、供奉員の中心として巡幸を統括したのは太政官の大臣・参議であり、このときは右大臣の

岩倉と参議の大隈、井上がその任にあった。その指揮下に文書の処理にあたった太政官書記官が同御用掛の「中核」となったのであろう。⁽⁹¹⁾従前も実態としては太政官が巡幸の主軸であったから、巡幸中の臨機の決定権は内閣に付与され、天皇親裁が法文上確認された。そのため、政府による政策決定手続きについても、より官府一体が貫徹されるようになったとみることができよう。

北陸・東海道巡幸では随員の規模が著しく拡大しており一概には比較できないが、宮内省の位置づけに変化を認めることができよう。内務省が成立以前の明治五年にあって大蔵省の次に置かれた宮内省は、九年の巡幸では正院の次に、そして一一年には内務省、大蔵省につぐ位置づけが与えられたことがわかる。佐佐木・土方・高崎・山口ら侍補は、その宮内省の卿・大輔につぐ供奉員として従った。⁽⁹²⁾これを要するに、太政官内閣が天皇親裁の中樞を担い、宮内省の従属的位置づけが明確化されたのである。かくして明治一〇年の太政官の移転と制度改革は、官府関係に大きな変化を迫ったといえよう。

しかし、すでに論じてきたように、翌一一年五月の大久保暗殺が侍補らの天皇親政運動を一気に加速化させ、天皇の覚醒を著しく促したことの影響は実に大きかった。よって、上述のような政策決定上における天皇と内閣の一体化が進展したとしても、依然として政治的妥協の余地が残されていたことはまちがいないであろう。その一例として、川越氏も着目したように、他の御巡幸御用掛に遅れて発令された侍補土方久元の起用があげられる。⁽⁹³⁾

土方が御巡幸御用掛に任命された前後にも、大臣・参議と侍補らの間において天皇親政をめくり駆け引きが繰り返り広げられていた様子が認められる。直接に御巡幸御用掛の任命をめぐるものではなかったとしても、土方任命の翌日にあたる同年六月一八日付の佐佐木宛土方書簡には以下のようにみえる。⁽⁹⁴⁾上述のように、内閣側の動向についても、同月一六日付大隈宛吉井書簡や同一八日付大隈宛岩倉書簡からうかがい知れよう。⁽⁹⁵⁾

大隈の談は、同人応分の尽力中の趣、多分其簡条は可運と申事にて、侍補より今般申出候精心、却内閣中取込の違候事等色々委細有之、仍て大臣・参議等日々一人充侍補当直と共に 御前に於て政務上の事言上、漸々御進歩に相成候様致度と申事の由、孰れ後刻退出の上可申候

とりわけ「侍補より今般申出候精心」との下りは注目され、その延長線上に土方の案件を想定することに無理はなからう。しかし内閣側はこれを巻き返し、翌七月の「処務順序」制定により主導権を確保した。⁽⁹⁶⁾ 民情の安定や地方行政の定着など政府が直面する諸課題を解決する上でも、また天皇の政治的成長といった側面からも、地方巡幸の重要性がますます高まったことの現れということがいえよう。かくして大久保没後政権は、太政官内閣の主導性を強化するための制度化を推し進めたにちがいない。そうした意味で、北陸・東海道巡幸は地方巡幸が新たな段階を迎えたということができよう。

先発官の巡幸計画への関与について、岩壁氏らは、「五月二三日の北陸・東海道巡幸実施の公表を前に、同一四日参議兼内務卿として明治九年の巡幸をリードして実施した大久保利通が遭難したと深く関係するとも考えられなくはない。そうであるとすれば、明治九年の巡幸を主導してきた内務卿の死という危機的状況が、逆に政府内に制度・組織両面における巡幸システムを作り上げる契機となったともいえ、この点は今後の検証が必要となる」と指摘する。⁽⁹⁷⁾

確かに前回の東北・北海道巡幸の折には、政権の首班格であった大久保内務卿が先発官として重要な役割を果たした。今回の北陸・東海道巡幸においても、参議兼大蔵卿の大隈と参議兼工部卿の井上馨が先発官となり、随員を従え先遣に臨んだ。他の省庁からは、内務省が林友幸内務少輔、警視局から佐和正少警視、宮内省から桜井純造少書記官とは比べようもなかった。ただし、内務省からの先発は一九人と多く、地方制度の確立期も視野に地

方官との事前交渉や大久保暗殺直後の警備上の理由が想定されよう。もちろん後者については、巡幸発輦直前に勃発した竹橋暴動の影響も無視することはできない。⁽⁹⁸⁾

前回の巡幸でも散見されたが、今回の北陸・東海道巡幸では路程の変更がさらに多いのが特徴といえる。これは先発の重要性が高まりより一層制度的に整備されたことと関係している。同年七月に入ると、「御先発官員心得書」と「御巡幸ニ付御先発官ヨリ沿道地方官、口演スヘキ条件」が制定、発令された。これにより、先発官の役割が明確化されただけではなく、先発官の指揮下に地方官の果たすべき職務内容もより定式化された。それは上述のように、三新法の実施に伴い増加が予想される地方官の負担軽減にも必須であったと考えられる。「御先発官員心得書」第二条には以下の通りみえる。⁽⁹⁹⁾

御先発官員ハ、沿道ノ県々へ前以該県境へ属官一兩名沿道御休泊案内トシテ可差出旨通知シ置キ、該管轄境へ臨ミ候ハバ、出向ノ属官案内トシテ御順道ノ御休泊行在所、其他道路橋梁及渡船場等ヲ一応点検シ、新築又ハ修繕等御通行差支無之様県官ト協議シ、可成丈実用ヲ主トシ、虚飾ニ涉ラサル様注意可致事

第二条に規定されたように、先発官はあらかじめ属官を派遣して沿道に設けられる行在所等の施設や通行予定の道路や橋梁などを点検し、地方官と事前に協議してできるだけ実用を旨とし、虚飾に流れることのないよう注意を与えた。それまでの地方巡幸の経験から、地方官はどうしても虚飾に涉る傾向があったことを踏まえとられた対応である。

かかる地方官の傾向はこれまでもみられたが、今回の巡幸では「御先発官員心得書」に具体的に成文化されたことから、的確な指導がなされた。同三条には、「御先発官員ハ沿道県庁ニ四、五日間駐在シ、県令ト御巡幸ニ就テノ一切ノ事務ヲ協議スヘシ」、さらに「万事御都合宜敷キ様注意シ、順々次ノ県へ移ルヘシ」と規定され、

先発官は県庁に十分な暇をとって県令と膝詰めで協議の上、徹底して注意を加えた。それでも地方官は虚飾に走ることを止めなかった。長谷川氏は長野県を事例に、地方官が心得書の指示に反し道路の修繕や行在所の新築を進めたことを具体的に指摘している。⁽¹⁰⁾

ついで同「心得書」にみえる第六条の規定も重要であろう。同条の条文は以下の通りである。⁽¹¹⁾

御先発官員ハ道路、橋梁並渡船場等へ新設、又ハ修繕等御巡幸費ヨリ支出スヘキ部分、県官ト協議ノ上、不経伺直ニ着手セシムル儀ニ付、實際御通行ニ妨害アルト認ムルモノノ外、可成丈新設ハ勿論、修繕等モ不致様注意スヘシ、尤掃除ハ及フ丈清潔ニ可為致事

このように、巡幸に伴い道路や橋梁等についてその費用負担の区別にかかわらず、先発官は地方官と協議の上、極力経費の負担を軽減するよう規定した。西南戦争の翌年に断行された地方巡幸ということもあり、奉迎には簡素を旨としたことが十分うかがわれる。同年七月に制定された三新法については、一面において逼迫した国家財政を立て直すべく、その負担を地方に肩代わりさせる意図があったともいわれるが、経費節減をめざす方針はかなり徹底していたといっても過言ではない。もちろん古来、行幸の経費が民衆の負担となったものではそれ本来の趣旨に反し、本末転倒であるとの考え方があったこともまちがいなからう。⁽¹²⁾

上述のように、この巡幸のもう一つの特徴としては、沿道への警官の大規模な配備など警備の厳格さをあげることができよう。先発した川路大警視が警官を「沿道各地方へ派出シ、御発輦之後ハ御泊駅ノ一宿ツツ前後ヲ視察」すべきなどの具申もあり、厳重な警備体制が敷かれた。⁽¹³⁾ これほどの大規模な警官の動員は、同巡幸が最初にして最後であった。とりわけ島田一郎ら大久保暗殺の実行犯を出した石川県では、それまでにない厳重な警戒が払われた。⁽¹⁴⁾

一方、「地方官心得書」については、同年の「御巡幸ニ付沿道地方官心得書」が先駆的意義を有することはすでに述べた。田中彰氏が指摘した「巡幸は地方の民情視察が趣旨だから、虚飾にわたらないこと、人民が困窮して迷惑にならないよう」とする地方官心得の原則は、前回の東北・北海道巡幸の経験を踏まえた今回の「心得書」に十分に見出せる。そうした趣旨は以下の通り、同書の冒頭二条にみてとれる。⁽¹⁰⁾

一、御巡幸ノ儀ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ一体ノ聖旨ニ不乖戾様厚ク致注意
人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計候儀肝要ニ候事

一、道路橋梁等不得止分或ハ之ヲ新造シ或ハ修補ヲ加フル等ノコトアルモ素ヨリ官費ニ可属コトニ付御先発内務宮内
両省官員実地点檢協議ノ上着手致シ決シテ人民ノ難儀不相成様可致事

このように、「地方官心得書」の趣旨としては、「人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計」、「人民ノ難儀不相成様可致」といった点に読みとれる。後の条文には経費負担について、「無益ノ失費無之様可致ハ勿論、其レカ為メ別
段民費賦課候様ノ義有之候テハ以ノ外」とした。

加えて地方官には、こうした趣旨を区戸長にも告諭するよう指示した。その他にも前回の東北・北海道巡幸において各地の学校生徒が奉迎に際して衣服を揃えるなど趣旨に反し、父兄に迷惑をかけたことに鑑み、巡幸本来の虚飾を排する方針を末端の地方行政組織に伝達する旨を同「心得書」に謳った。上掲の第二条の趣旨を徹底するべく、「沿道ノ川々渡船橋梁ノ分ハ格別修繕ヲ加フルニ不及、御通行差支可相成分ニ実地見計御先発内務省官員へ協議ノ上差支無之様可取計事」とした。諸献上物も一切禁じたのである。⁽¹⁰⁾

沿道の各県が巡幸に要した諸経費については、地方庁で立て替え、後に御巡幸御用掛が精算するとした。諸経

費のうち、御料用に属する分は宮内省が、その他は大蔵省が負担する規定が設けられた。⁽¹⁰⁸⁾

同巡幸の主目的が民情の安定にあり、よって各地の民衆に巡幸に伴う様々な負担がかからないように細心の配慮を加えた。確かに佐々木氏がいうように、これを「単に慰勞という面ばかりではなく、地方の安定と統治のため、区戸長層を把握し、天皇政府の側に引き付けなければならぬ」と考える、政府の意図の現れ」と解することもできよう。⁽¹⁰⁹⁾とはいえ、政府、とりわけ内務省と地方官の関係は区々であり、地方官にも様々なタイプがあったことはいうまでもない。地方官は天皇の鹵簿を先導することによって、自らの統治を権威化することができた。古代の畿外行幸と同様に、地方巡幸には地方官の支配地域における統治能力を政治的に補完する機能があった。⁽¹¹⁰⁾

しかし、地方庁に巡幸に伴い、財政負担が発生しなかったわけではない。ただその負担が比較的軽かったのは、三新法の導入に伴う制度改革の負担を地方官にかけず、巡幸そのものの印象を悪くしたくないという政府側の思惑が働いていたにちがいない。同時に、上述のような西南戦争に伴う政府の財政負担をいずれ政治参加の拡大と抱き合わせで、地方に転化しようとする意図が働いていた可能性がないとはいえない。地方庁側も巡幸という機会を捉えて、地域の整備を図り、それとともにより下位の行政機関への統制強化を企図したとみられる。⁽¹¹¹⁾

五、おわりに

以上のように、明治一一年の北陸・東海道巡幸は、それに先立ち挙行された明治九年の東北・北海道巡幸からの還幸後、地方からの要望もあって一端実施が発議されたが、西南戦争の勃発により延期を余儀なくされた。しかし政府は前回の巡幸を通じて、古来天皇の有する社会統合機能を活かす行幸が地方の民情や地方官の意識に少なからぬ影響を与えたことを肌身で感じとっていた。もちろん行幸の歴史的経験の積み重ねを踏まえ、政府内部

には巡幸を継続しようという強い意思が固まっていたこともまちがいない。

府知事、県令などの地方官は、地方制度を定着させ、明治政府の諸政策を管轄地域で円滑に遂行する責務を負う。地方巡幸に対しては、天皇の権威により地方官の統治を正統化することが期待されていた。六大巡幸の準備段階において、政府が地方序に対し頒布した「地方官心得書」の内容を比較対照してみると、明治一一年の北陸・東海道巡幸の際に出された「心得書」の完成度が飛躍的に高まったことがわかる。

それでは何故同巡幸を契機に、地方巡幸の制度化が急速に進み、巡幸は飛躍的に発展、充実したのであるか。意外なことに、その原因としては、同巡幸の実施を阻んだ西南戦争の影響が大きい。士族の反乱等に伴う社会不安の解消や人心収攬に向けて、君徳輔導により天皇の政治的成長を促し、天皇の権威によって政権の正統性を強化することが強く求められていた。西南戦争を通じて、政府は「官府一体」と君徳輔導の重要性をあらためて認識したといつてよからう。天皇親政をより一層具体化する上でも、地方巡幸の再開が強く求められた。

西南戦争終結の翌年、大久保暗殺による政治的危機を直ちに乗り越えるべく、伊藤らを中心に大久保没後政権が発足された。大久保を暗殺した島田一郎らの「斬姦条」に記された有司専制批判は、政権の抱える矛盾のまさに核心を衝いていた。この有司専制批判に民権派のみならず、侍補ら宮中派も共鳴し、大久保没後政権は自由民権運動と天皇親政運動という内外の二大批判勢力と対峙せねばならなくなったのである。

佐佐木らは天皇を巻き込み、覚醒させ、天皇親政を掲げて政治参加までも要求したため、政権首脳にとって大きな脅威となった。とりわけ岩倉はこうした侍補らの政治行動に強く反発し、「官府一体」論から「官府分離」論に急速に傾斜していった。岩倉は伊藤や三条と連携し、西郷従道や川村純義ら薩派を入閣させ、政権を強化した。直ちに政府主流派は宮中勢力の政治介入を排除し、天皇親政のお株を奪われないよう自ら天皇親裁体制樹立の先頭に立たざるをえなくなった。よって、同年の北陸・東海道巡幸も、政府は天皇親政推進の一環と捉え、主

導権確保に乗り出した。

同巡幸はこの年八月末に発輦となるが、それに先立ち七月に制定、施行された三新法は地方官に多大の負担となることが想定された。そして鳳輦出発の直前には、竹橋暴動が勃発した。そのため宮中、府中双方において、巡幸の実施をめぐり延期論と決行論とに意見は二分した。宮中では、元田や米田らが延期を主張したのに対して、佐佐木・土方らは決行を唱えて対立した。府中においても、岩倉の延期論と三条らの決行論とに分かれた。

佐佐木の日記からも明らかのように、佐佐木ら侍補と岩倉ら内閣との間でも連携や調整が進められていた。工部卿への井上馨の起用をめぐり宮府間に対立が生じたときと同様に、岩倉は三条、伊藤、大隈らの決行論に歩み寄り、佐佐木ら宮中の巡幸推進論にも一定の配慮を示した。その背景には、自由民権運動の高揚への対抗上、宮府間における危機感の共有を前提に、天皇の威信を保ち巡幸による民情の安定こそが急務との共通認識があったからにはかならない。佐佐木は巡幸を通じた天皇の「御奮発」を力説し、岩倉ら延期論者も政府が天皇親政を主導するという建前論からも、決行論を容認したのである。

さらに注目すべきは、天皇の自発的意向であろう。天皇は当初、井上の登用や巡幸への供奉を嘉納しなかった。政府主流派の情実人事に対し、天皇は自らの意思を明確に示したのである。井上の人事をめぐっては、佐佐木も大隈に接近を試みたが、三条、岩倉ら政府首脳は大隈をしっかりと取り込んでいた。大隈が大臣らの意向を迎えたことから、佐佐木は大隈を「不埒」、「不忠」と手厳しく非難した。川越氏も、こうした天皇の能動的な政治関与を建前とする巡幸の準備過程を分析することで、天皇と太政官との関係を解明しようとした。

川越氏が分析の枠組みとして依拠した渡辺氏の研究では、内閣が太政官と天皇の一体性を重視したのに対して、侍補側は天皇の徳が政治の源泉であるとする規範的な視点に立った、という二つの方向性が提示されている。しかし、こうした見方は天皇の意思を見落しかねない。つまり内閣は、「宮府分離」論の立場から侍補ら宮中勢力

を天皇から切り離し、天皇の意思を独占しようとしたのである。もともと、だからといって、天皇と内閣の意向がつねに一致するという保証はない。井上の入閣や供奉に対する天皇の意思表示はそうした不一致の端緒といえよう。それは天皇と宮中勢力の間にも同様のことがいえ、しかも侍補らの間でも渡辺氏がいうような徳治主義がどの程度共有されていたかは必ずしも判然としない。

川越氏の指摘を踏まえれば、「官府一体」はハード面だけでなく、ソフト面でも大きな進展がみられた。閣議書にも天皇の意思が示されたことは、明らかに天皇親政の大きな前進といえよう。この成文法はその後、北陸・東海道巡幸においても機能した。御巡幸御用掛の選定やその他の手続きに天皇の意思が反映されるようになった。同巡幸に際して定められた「御巡幸御用掛処務順序」や「御先発官員心得書」等により地方巡幸の制度化が進み、その内容も整備・充実したのである。供奉員の中心として巡幸を統括するようになったのは、太政官の大臣・参議らであった。こうした制度化により、太政官内閣は天皇親裁の主導権を掌握したのである。

かかる制度化や法的整備により、三新法の定着を念頭に地方官の任務が円滑に遂行しうるよう、中央・地方関係がより一層強化された。先発官の指揮下に地方官の果たすべき役割が明確化され、地方官の認識が深化された。先発官らは「心得書」にしたがいがい、巡幸に先立ち沿道の施設や道路・橋梁を点検し、一貫して「虚飾」を排するよう地方官を指導した。こうした趣旨を徹底するよう地方官も区戸長らに伝達した。

巡幸に伴って、地方庁にも一定の財政負担が生じたが、それは比較的軽微であった。そこには三新法導入による地方官の負担を軽減し、巡幸それ自体の印象が悪化しないための政府側の思惑が働いていたにちがいない。政府側に、西南戦争により生じた債務を政治参加の拡大と抱き合わせて地方に転化する意図がなかったわけではない。一方、地方官側にも巡幸の機会をとらえて地域の整備を図り、同時に下位の地方行政機関への統制を強化しようとの意図が働いていたとみられる。

- (1) 拙著『天皇親政』一九九五年、中央公論社、九八頁～九九頁。
- (2) 国立公文書館所蔵『太政類典』第二編、宮内五、「新潟秋田両県人民臨幸ヲ乞フ二条」。
- (3) 岩壁義光他編著『太政官期地方巡幸研究便覧』二〇〇一年、柏書房、九〇頁～九二頁。
- (4) ウィリアム・E・グリフィス『ミカド』（亀井俊介訳）一九七二年、研究社出版。
- (5) 拙稿「天皇行幸制の展開」『法学研究』六七卷一号、一二頁以下。
- (6) 前掲拙稿「天皇行幸制の展開」、一三頁～一六頁。
- (7) 国立公文書館所蔵『公文録』巡幸雜記、第一、「御巡幸ニ付沿道地方官心得書」第二号。
- (8) 山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』一九七七年、弘文堂、三六頁以下。
- (9) 『元田永孚文書』第一卷、一二四頁。
- (10) 拙著『明治国家と官僚制』一九九二年、芦書房、一一三頁～一一四頁。
- (11) 『大久保利通文書』七、四八五頁～四八六頁。
- (12) 『大久保利通日記』二、五三六頁。
- (13) 『木戸孝允日記』三、四九二頁～四九三頁。
- (14) 『大久保利通日記』二、五三七頁～五三八頁。
- (15) 飛鳥井雅道『明治大帝』二〇一七年、文藝春秋、一八二頁～一八三頁。
- (16) 拙著『明治天皇』二〇〇六年、中央公論新社、一二六頁～一二七頁。
- (17) 『伊藤博文関係文書』四、等参照。
- (18) 『木戸孝允日記』三、五一六頁～五一七頁。
- (19) 『大久保利通文書』八、一〇六頁以下。
- (20) 『大久保利通文書』五、四七九頁～四八〇頁。
- (21) 拙著『大久保利通』二〇〇五年、吉川弘文館、一九二頁～一九三頁。
- (22) 『岩倉具視関係文書』六、一一二頁～一一三頁。
- (23) 落合弘樹『西郷隆盛と士族』二〇〇五年、吉川弘文館、二〇四頁～二〇六頁。

- (24) 家近良樹『西郷隆盛』二〇〇七年、ミネルヴァ書房、四八三頁以下。
- (25) 落合前掲書、二〇六頁以下。
- (26) 前掲拙著『明治天皇』、九二頁～九九頁。
- (27) 『大久保利通文書』五、一二二頁。
- (28) 『大久保利通日記』二、二〇六頁～二〇七頁。
- (29) 『岩倉具視関係文書』、『岩倉公実記』等、参照。
- (30) 『元田永孚関係文書』七一頁～七四頁。
- (31) 小川原正道『西南戦争』二〇〇七年、中央公論新社、拙著『日本行政史序説』一九九八年、芦書房、参照。
- (32) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』。
- (33) 前掲拙著『天皇親政』、一三〇頁～一三二頁。
- (34) 『保古飛呂比』八、七九頁。
- (35) 『還曆之記』『元田永孚文書』第一卷、一六九頁。
- (36) 『保古飛呂比』八、八一頁。
- (37) 『保古飛呂比』八、八二頁。
- (38) 拙稿「明治帝室制度の形成と伊藤博文・シュタインの『邂逅』——井上毅・柳原前光と福澤諭吉の帝室論——」『法学研究』九一卷一—号、参照。
- (39) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一一六頁～一二三頁。
- (40) 『伊藤博文関係文書』三、七八頁。さらに岩倉は三条と図って、薩摩出身の西郷従道や川村純義らを参議に起用することで、政権の強化に腐心したことが注目されよう。
- (41) 『保古飛呂比』八、八〇頁。この日は、東京都立大学図書館所蔵『土方久元日記』によれば、大久保葬儀の翌日、すなわち五月一日とみられる。
- (42) 佐々木克「明治天皇の巡幸と『臣民』の形成」『思想』八四五号、一〇二頁、鈴木しづ子『明治天皇行幸と地方政治』二〇〇二年、日本経済評論社、はしがき、四頁。

- (43) 長谷川栄子『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応』二〇一二年、熊本出版文化会館、八六頁～八七頁。
- (44) 『保古飛呂比』八、一七〇頁～一七一頁。
- (45) 『保古飛呂比』八、六四頁～六五頁。
- (46) 『保古飛呂比』八、六八頁。
- (47) 『大隈重信関係文書』三、三三五頁～三三六頁。
- (48) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、二一九頁～二三二頁。
- (49) 拙著『日本行政史序説』一九九八年、芦書房、第七章、はしがき、参照。
- (50) 『保古飛呂比』八、五一頁～五四頁。
- (51) 高知県編『高知県史―近代』一九六〇年、高知県文教教会、一三九頁以下。
- (52) 『大隈重信関係文書』三、三三三頁。
- (53) 『伊藤博文関係文書』九、一一七頁。
- (54) 『保古飛呂比』八、一七二頁。
- (55) 『保古飛呂比』八、一七四頁。
- (56) 天皇の政治的覚醒を考えると、大久保政権下で木戸らが果たした君徳輔導の努力がその下地となっていることも見逃せない。すでに明治九年の東北・北海道巡幸の折、木戸は天皇の成長ぶりに手応えを感じとっていた。坂本一登「明治天皇の形成」明治維新史学会編『講座・明治維新4 近代国家の形成』二〇一二年、有志社、二四四頁～二四五頁。
- (57) 山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』一九七四年、弘文堂、三六頁。
- (58) 佐々木前掲論文、一〇二頁。
- (59) 長谷川前掲書、八六頁～八七頁。
- (60) 拙稿「天皇制国家の形成と六大巡幸の機能」『法学研究』九二巻七号、参照。
- (61) 『大久保利通文書』七、一三八頁～一四〇頁。
- (62) 明治九年九月一六日付金井之恭宛大久保書簡、『大久保利通文書』七、二五〇頁～二五二頁。大久保と昵懇の金

井に対しても地方官人事については、情実を交えることはけっしてなかった。注(60)も参照。

- (63) 『大久保利通文書』九、九二頁～九三頁。
- (64) 勝田政治『政事家』大久保利通 二〇〇三年、講談社、二〇九頁～二一〇頁。
- (65) 山中永之佑『近代日本地方自治立法資料集成Ⅰ(明治前期編)』一九九一年、弘文堂、三九七頁以下。
- (66) 同前、三九八頁。
- (67) 同前、一九頁～二〇頁。
- (68) 大島美津子『明治国家と地域社会』一九九四年、岩波書店、一〇八頁～一〇九頁。大島氏をはじめ多くの研究者が指摘するように、西南戦争による財政難に直面した政府は、地方に財政負担を転嫁することで事態を乗り越えようとしたにちがいない。
- (69) 松沢裕作『明治地方自治制の起源』二〇一四年、東京大学出版会、同「地方三新法と区町村会法」明治維新学会編『明治維新と地域社会』二〇一四年、有志社、一二二頁～一四四頁。
- (70) 我部政男他編『明治前期地方官会議史料集成・第二期』一九九九年、柏書房、松沢前掲書、参照。
- (71) 松沢前掲論文、一三八頁。
- (72) 『保古飛呂比』八、一四一頁～一四二頁。
- (73) 『大隈重信関係文書』三、三六八頁～三六九頁。
- (74) 『伊藤博文関係文書』三、七八頁。
- (75) 『保古飛呂比』八、八一頁～八二頁。
- (76) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一一九頁。
- (77) 渡辺昭夫『天皇制国家形成途上における『天皇親政』の思想と行動』『歴史学研究』二五四号、一頁～二頁。
- (78) 『保古飛呂比』八、一四八頁～一四九頁。
- (79) 前掲拙著『天皇親政』、一四二頁～一五七頁。デビッド・A・タイタス『日本の天皇政治』(大谷堅志郎訳)一九七九年、サイマル出版会、二六頁～三〇頁。
- (80) 川越美穂『明治一〇年前後における天皇と太政官内閣——『御巡幸御用掛』の文書処理を中心に——』『史学雑誌』

一一三編四号。

- (81) 川越前掲論文、三六頁〜三七頁。渡辺昭夫「侍補制度と『天皇親政』運動」『歴史学研究』二五二号。
- (82) 坂本前掲書、二五六頁〜二五七頁。
- (83) ここで筆者は、侍補グループは元田と佐佐木という明らかにタイプの異なる指導者の存在に注目した。そもそも儒学者である元田とは異なり、佐佐木が運動の主導権を握るようになってから、運動の性格は有司専制批判の色彩がより濃厚になったといえよう。
- (84) 『明治天皇紀』四、一三二頁以下。
- (85) 『保古飛呂比』八、九一頁。
- (86) 『保古飛呂比』八、一〇〇頁〜一〇二頁。
- (87) 川越前掲論文、五〇頁〜五一頁。
- (88) 川越前掲論文、五五頁。
- (89) 『公文録』明治一一年、巡幸雜記、第一。
- (90) 『太政官期地方巡幸史料集成』第一〇卷、参照。
- (91) 川越前掲論文、五八頁。
- (92) 『太政官期地方巡幸研究便覧』等、参照。
- (93) 川越前掲論文、六一頁以下。同氏は「侍補が巡幸での発言権を確保する等の理由があったのだろう」と推測する。
- (94) 『保古飛呂比』八、九六頁。
- (95) 『大隈重信関係文書』三、三五四頁〜三五六頁。
- (96) 川越前掲論文、六一頁。
- (97) 『太政官期地方巡幸研究便覧』、一〇六頁。
- (98) 同右書、九七頁〜一〇八頁。
- (99) 同右書、一〇七頁。
- (100) 長谷川前掲書、九八頁〜一〇〇頁。先発官の林内務少輔は県令をはじめ区戸長まで説論したが、必ずしも十分な

効果があがったとはいえなかった。

- (101) 『太政官期地方巡幸研究便覧』、一〇六頁以下。
- (102) 前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」、参照。
- (103) 『太政官期地方巡幸史料集成』第一〇巻によれば、西南戦争、竹橋暴動のほか、順路となる愛知県においては、地租改正に反対する農民からの直訴が警戒されたという。
- (104) 佐々木前掲書、一〇二頁。
- (105) 田中彰『近代天皇制への道程』一九七九年、吉川弘文館、二二九頁。
- (106) 『公文録』明治十一年、巡幸雜記、第一。
- (107) 同右『公文録』、参照。
- (108) 「金銭受払順序」『公文録』巡幸雜記、第一。
- (109) 佐々木前掲論文、一〇四頁。
- (110) 前掲拙稿「古代行幸の政治的機能」、参照。
- (111) 前掲拙稿「天行幸の展開」、一六頁以下。